

# 香川県廃棄物処理計画

平成23年10月

香 川 県

## 目 次

第1章 計画の趣旨等	
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 対象とする廃棄物	4
第2章 廃棄物の現状と将来予測	
第1節 一般廃棄物（し尿を除く）（=ごみ）の現状と将来予測	
1. 現状	5
2. 将来予測	11
第2節 産業廃棄物の現状と将来予測	
1. 現状	12
2. 将来予測	20
第3章 循環型社会構築のための取組み	
第1節 基本的な考え方	
1. 計画の基本目標	21
第2節 数値目標	
1. 一般廃棄物（し尿を除く）	22
2. 産業廃棄物	23
第3節 目標設定に向けた施策	
1. 施策体系	24
2. 体系ごとの課題と施策の内容	25
第4節 各主体の役割	
1. 県民	38
2. 事業者	39
3. 民間団体	40
4. 行政	40
第4章 計画の推進	
1. 推進体制及び進行管理	41

# 第 1 章 計画の趣旨等

---

## 1. 計画の趣旨

廃棄物の減量化、リサイクルの推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）など各種リサイクル法制の整備が行われるとともに、廃棄物処理の適正化を目指し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の数次にわたる改正が行われ、循環型社会の形成に向けた取組みを推進する法的基盤が着実に整備されています。（図 1）

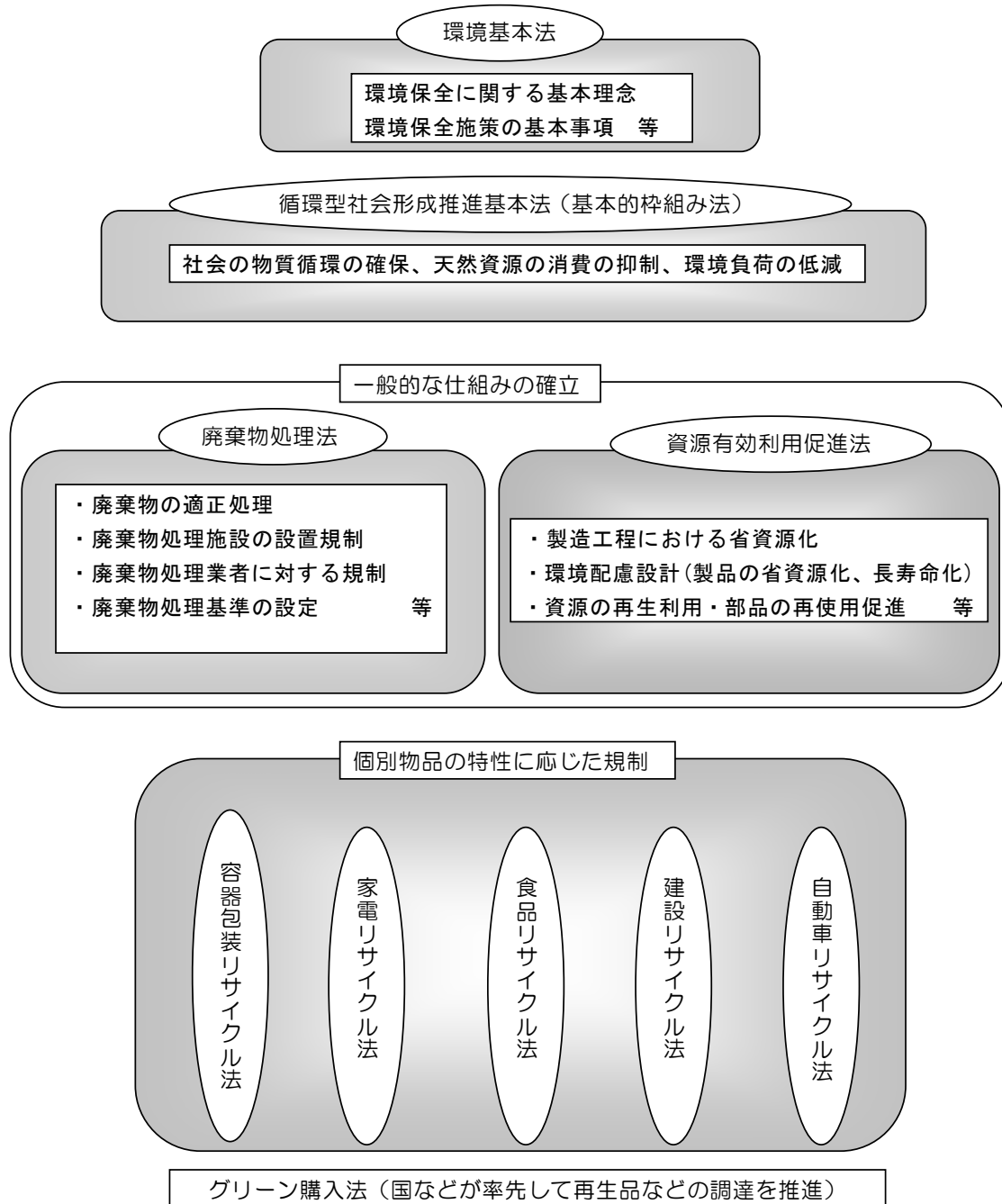
今後とも社会や経済が持続的に発展をしていくためには、法的基盤の整備に加え、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会経済システムを見直し、※3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））と廃棄物の適正処理の推進を図り、資源の消費を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取組みを一層推進する必要があります。

循環型社会の構築のためには、県民、事業者、民間団体及び行政が、それぞれの適切な役割分担と責任のもと、自主的かつ積極的に取り組む必要があります。これらを進める基本の方策として香川県廃棄物処理計画を策定します。

※3R

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つの頭文字をとったもの。

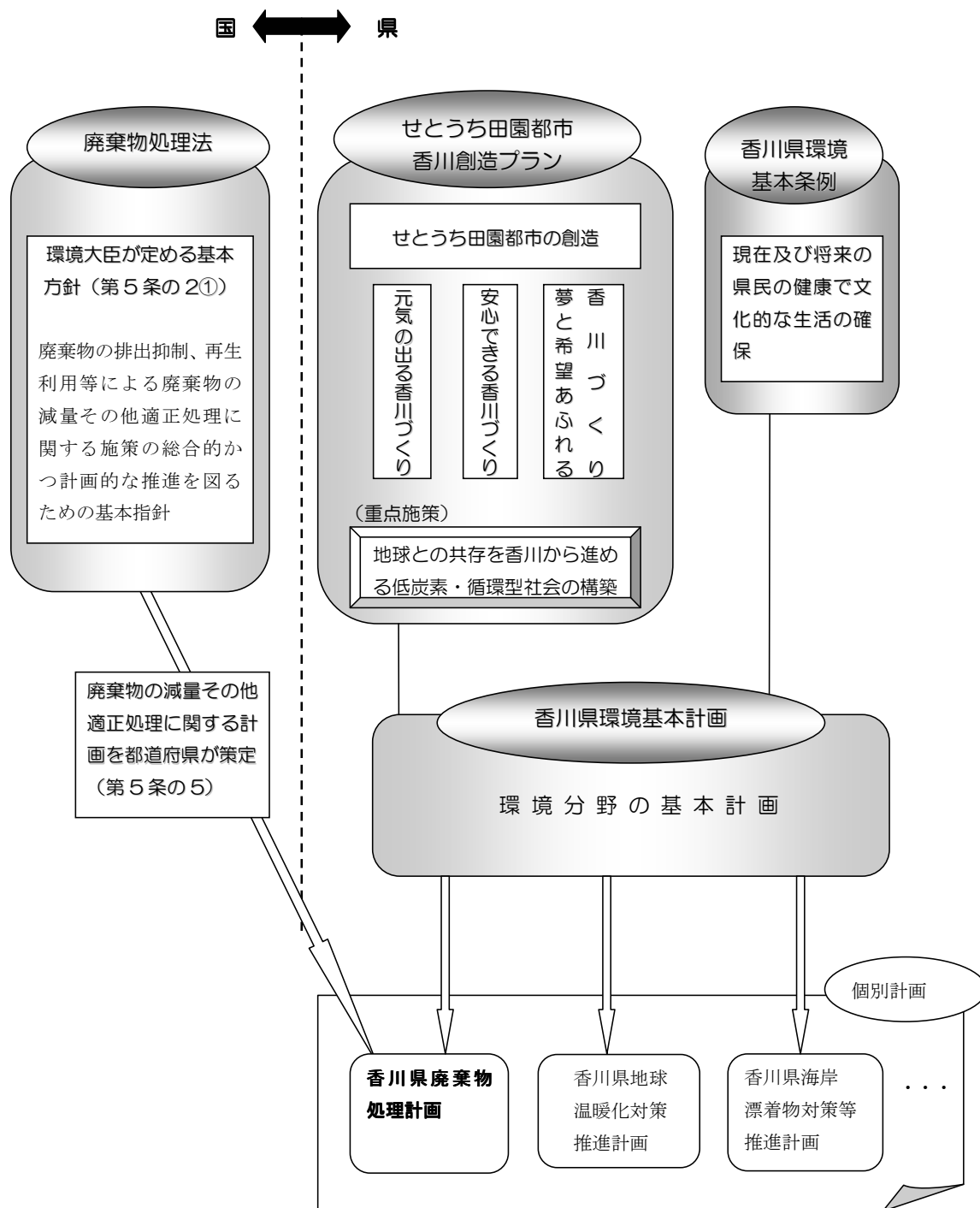
〈図1〉循環型社会の形成の推進のための法体系



## 2. 計画の位置付け

廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく法定計画であるとともに、香川県環境基本条例（平成7年条例第4号）に基づく香川県環境基本計画の個別計画の一つであり、県政運営の基本指針であるせとうち田園都市香川創造プランの部門計画として位置付けます。

〈図2〉 計画の位置付け



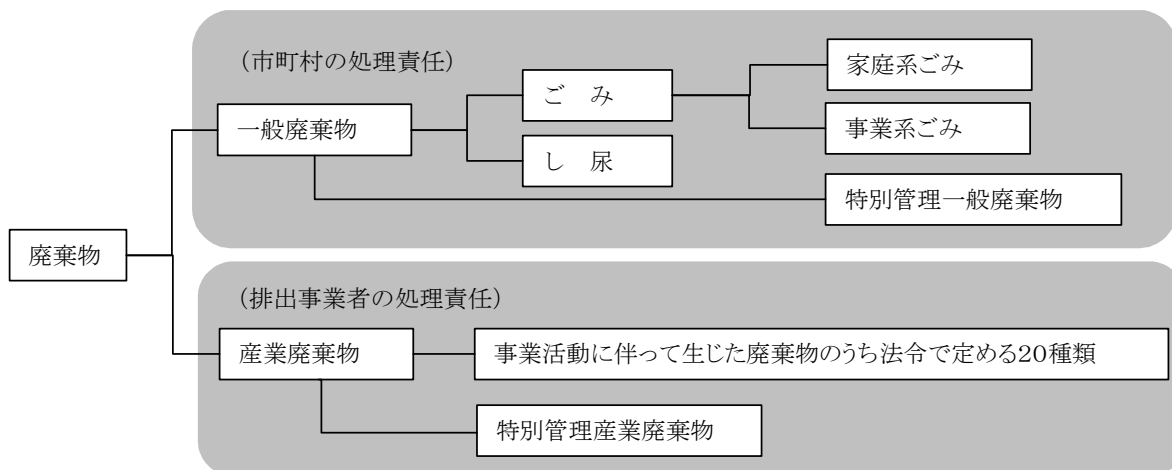
### 3. 計画の期間

平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 5 年間とします。

### 4. 対象とする廃棄物

廃棄物処理法第 2 条に規定する廃棄物（一般廃棄物（し尿を除く）及び産業廃棄物）とします。なお、し尿については、その排出及び処理の形態が他の廃棄物とは異なるため、香川県全域域生活排水処理構想（平成 19 年 10 月策定）に基づき、市町の一般廃棄物処理計画と連携して、適切な処理を推進するものとします。

〈図 3〉 廃棄物の分類



#### ○産業廃棄物 20 分類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、\*紙くず、\*木くず、\*繊維くず、\*動植物性残さ、\*動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物以外）・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、\*動物のふん尿、\*動物の死体、ばいじん、上記 19 種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの  
（\*）：業種指定

#### ○特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物

一般廃棄物、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもの

## 第2章 廃棄物の現状と将来予測

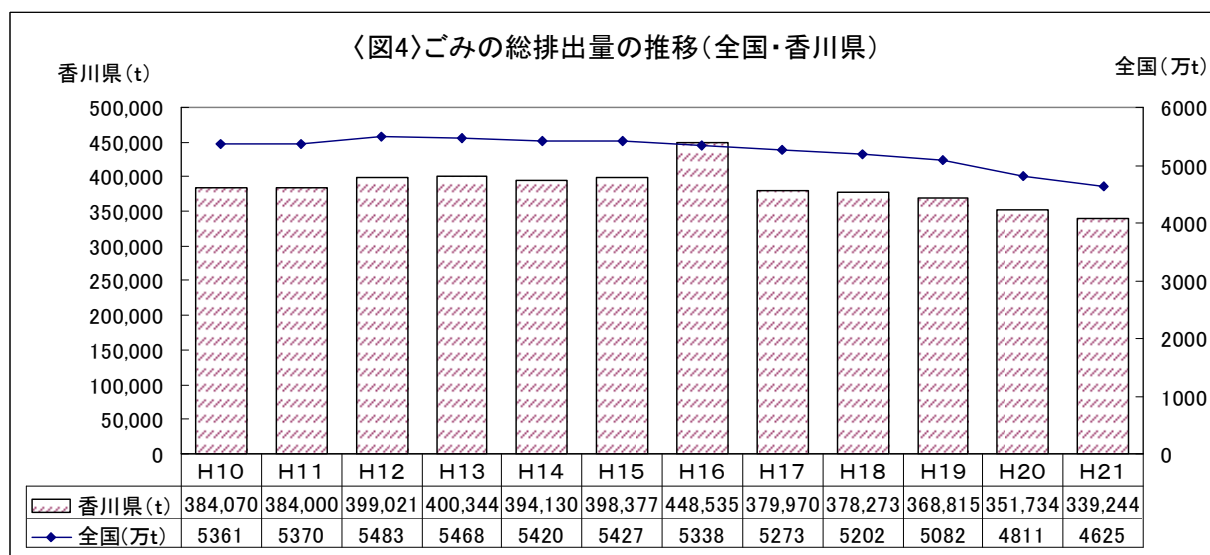
### 第1節 一般廃棄物（し尿を除く）（=ごみ）の現状と将来予測

#### 1. 現状

##### (1) 排出状況

ごみ（一般廃棄物からし尿を除いたもの。以下同じ。）の総排出量は、県民のごみに対する意識の高まり、景気の影響などもあり、台風被害による災害廃棄物の影響があった平成16年度を除き、近年は減少傾向にあります。

平成21年度のごみの総排出量は、33.9万トンであり、前年度と比較して約1.2万トン減少しています。前計画の平成22年度の目標である35.2万トンを1.3万トン下回っています。〈図4〉

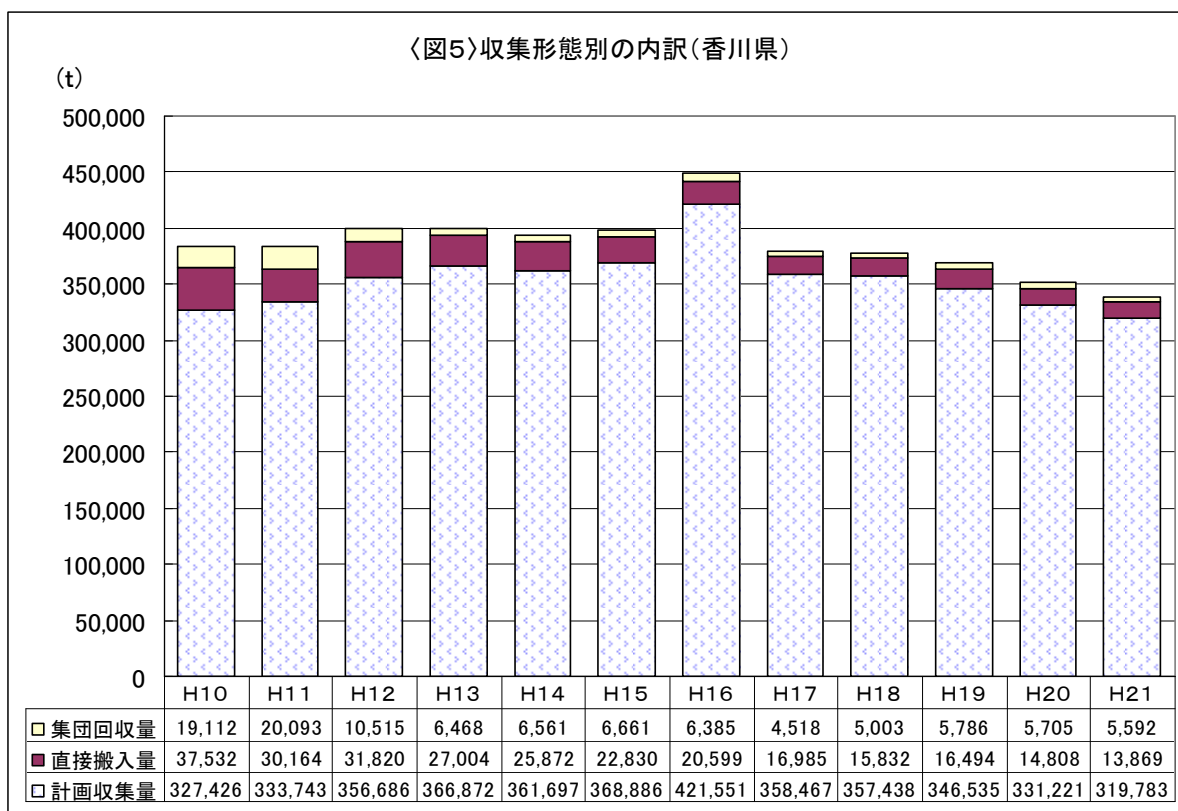


#### \*ごみの種類について

市町が分別収集しているごみについて、この節のデータの基礎となる一般廃棄物処理事業実態調査では、下記のような種類分けをしています。

- ・可燃ごみ：焼却処理することを目的として収集されるもの
- ・不燃ごみ：焼却施設以外の中間処理施設にて処理する又は最終処分することを目的として収集されるもの
- ・資源ごみ：リサイクルすることを目的として収集されるもの
- ・その他ごみ：有害ごみや危険ごみ等で収集されるもの
- ・粗大ごみ：比較的大きなものとして上記とは別に収集されるもの

総排出量のごみ収集形態による内訳は、市町が直接収集する計画収集量が全体の 9 割以上となっています。〈図 5〉

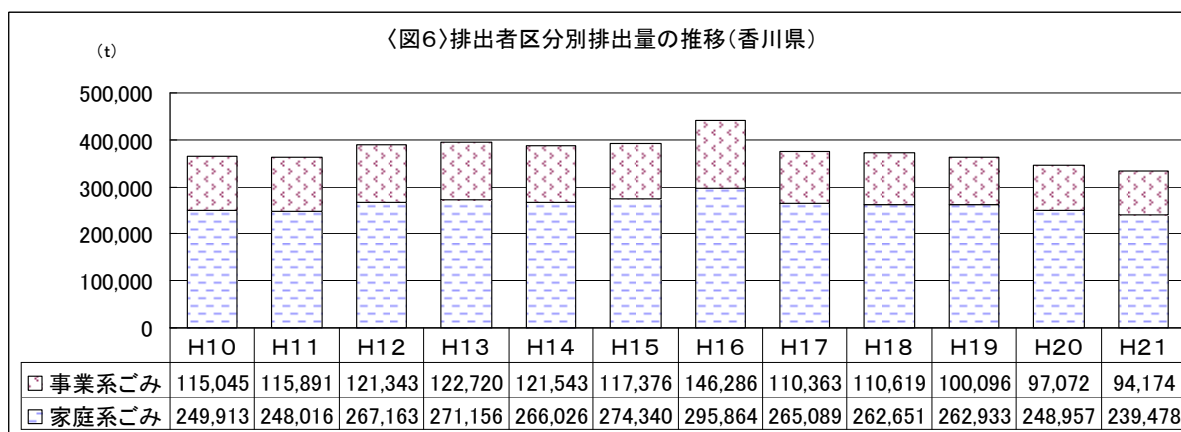


(注) 計画収集量：市町が収集したごみの量

直接搬入量：事業者などにより直接搬入されたごみの量—市町が収集を委託・許可した者から搬入されたごみの量

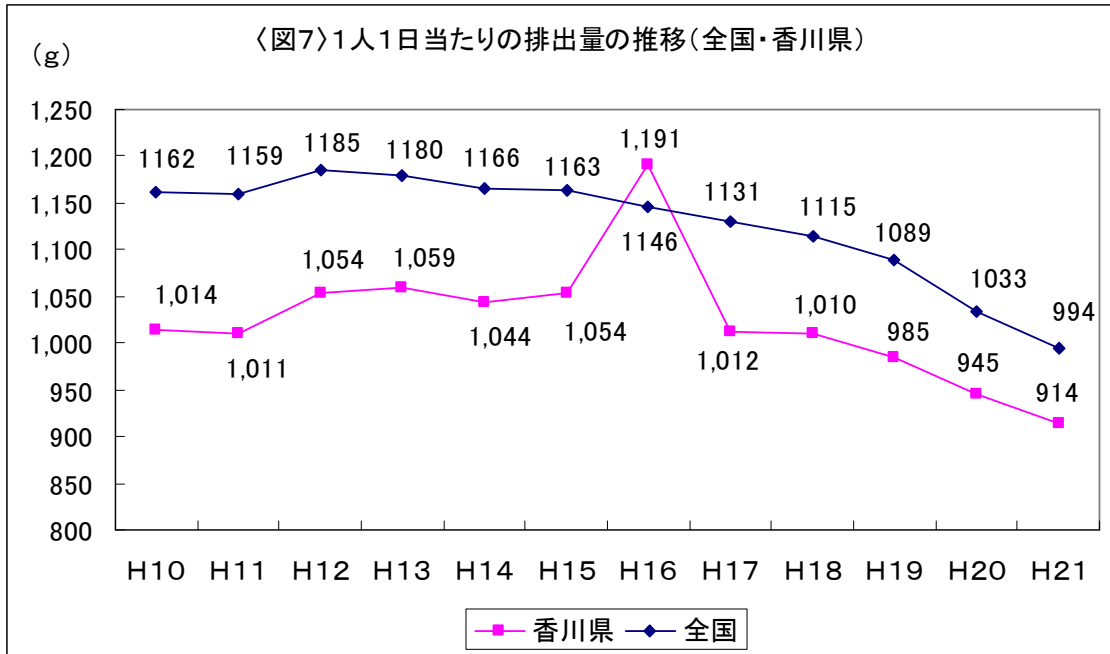
集団回収量：市町の補助金等の交付などにより住民団体が収集したごみの量

平成 21 年度の計画処理量（計画収集量＋直接搬入量）約 33.4 万トンのうち、家庭系ごみが約 24 万トン（71.9%）、事業系ごみが約 9.4 万トン（28.1%）となっています。いずれも近年減少傾向にあります。〈図 6〉

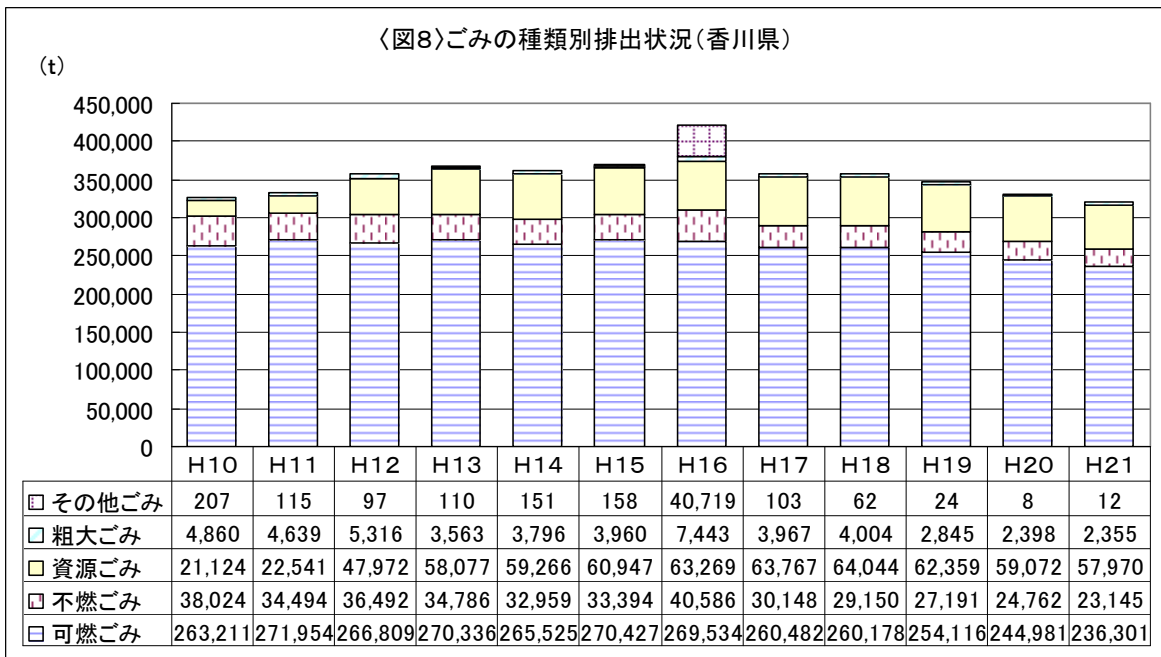




1人1日当たりの排出量の推移は、平成21年度は914グラムで、平成19年度から3年連続で1,000グラムを下回っています。平成21年度の全国平均は994グラムで、本県は災害廃棄物の影響があった平成16年度を除き全国平均を下回っていますが、循環型社会の構築に向けて、一人ひとりの削減への取組みが必要です。〈図7〉



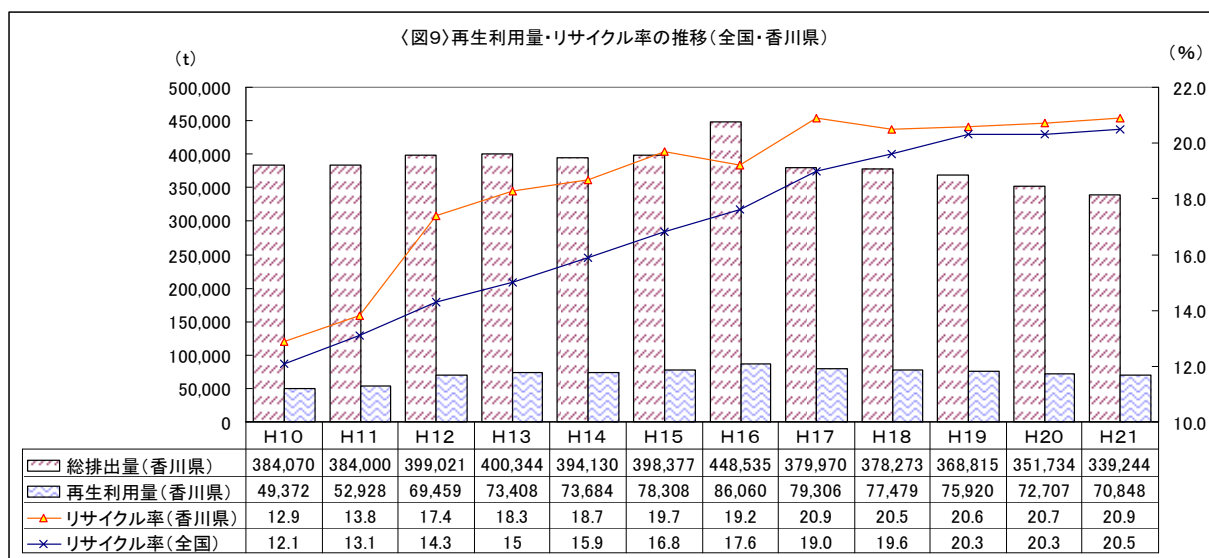
計画収集量（総排出量のうち、市町が収集した量）における種類別排出状況は、平成21年度で可燃ごみが32万トンのうち、23.6万トンと全体の7割以上を占めており、資源ごみ、不燃ごみと続いています。〈図8〉



## (2) リサイクルの状況

ごみのリサイクルの状況は、各市町において分別収集が進み、各種リサイクル法が整備されたこともあり、リサイクル率は平成10年度から平成17年度の間は12.9%から20.9%まで向上しましたが、近年は横ばいの状況が続いています。

平成21年度のリサイクル率は20.9%で前年度と比較して0.2ポイント向上しました。平成21年度の全国平均は20.5%で本県は全国平均並みとなっています。〈図9〉

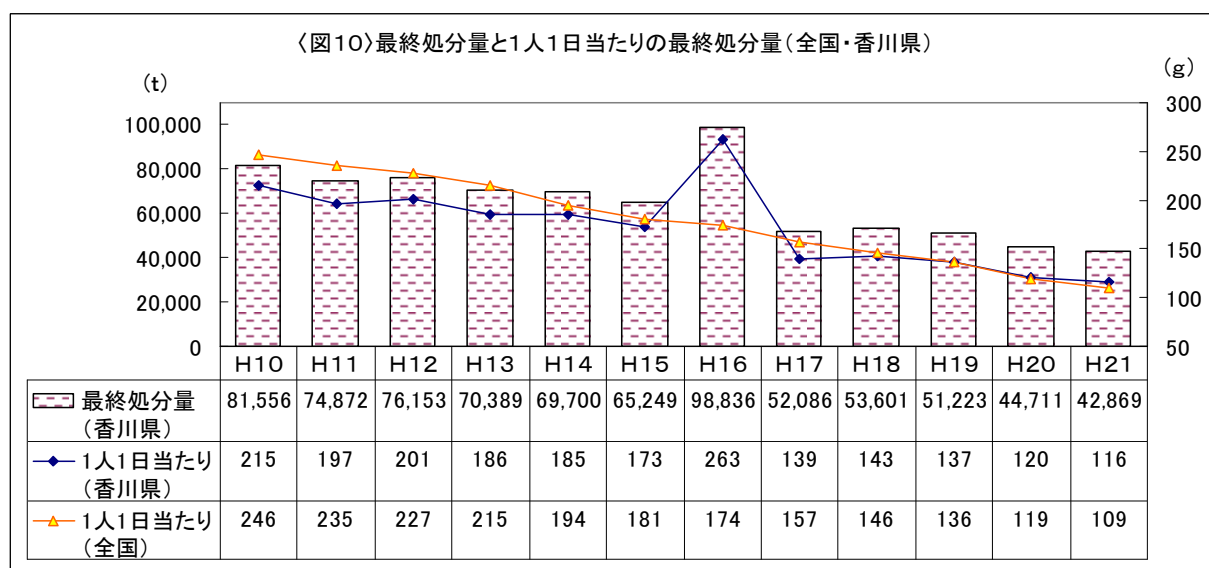


## (3) 最終処分量の状況

総排出量が減少傾向にあるため、最終処分量も減少傾向にあります。

平成21年度は、約4.3万トンであり、前年度と比較して0.2万トン減少しました。

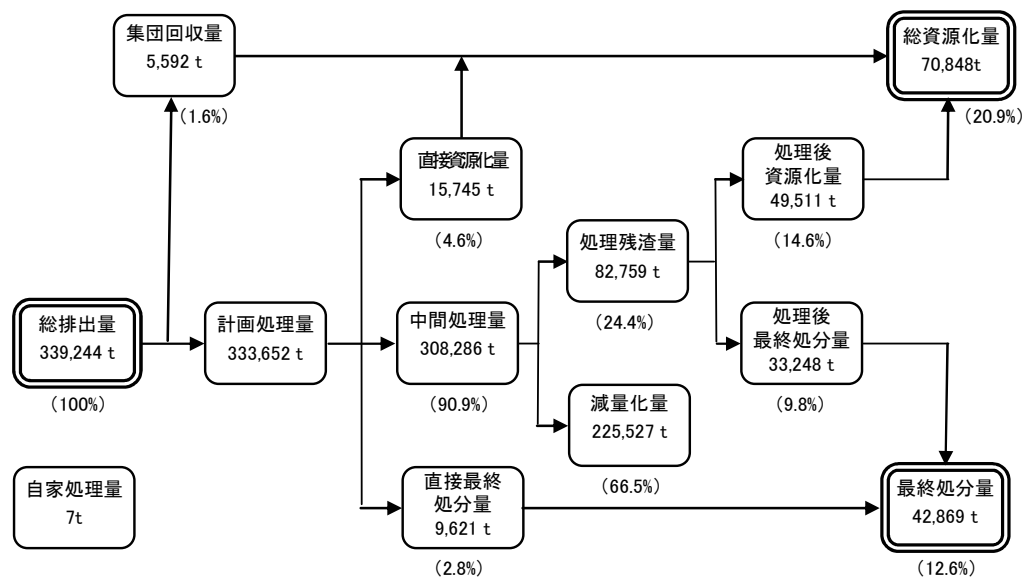
1人1日当たりの最終処分量は、減少傾向にあります。平成19年度から全国平均を上回っています。〈図10〉



#### (4) 処理の流れ

ごみ処理の流れは、下記のとおりで、総排出量のうち、66.5%が焼却等の中間処理で減量化され、20.9%がリサイクル、12.6%が最終処分されています。〈図 11〉

〈図 11〉 香川県のごみ処理の流れ（平成 21 年度）

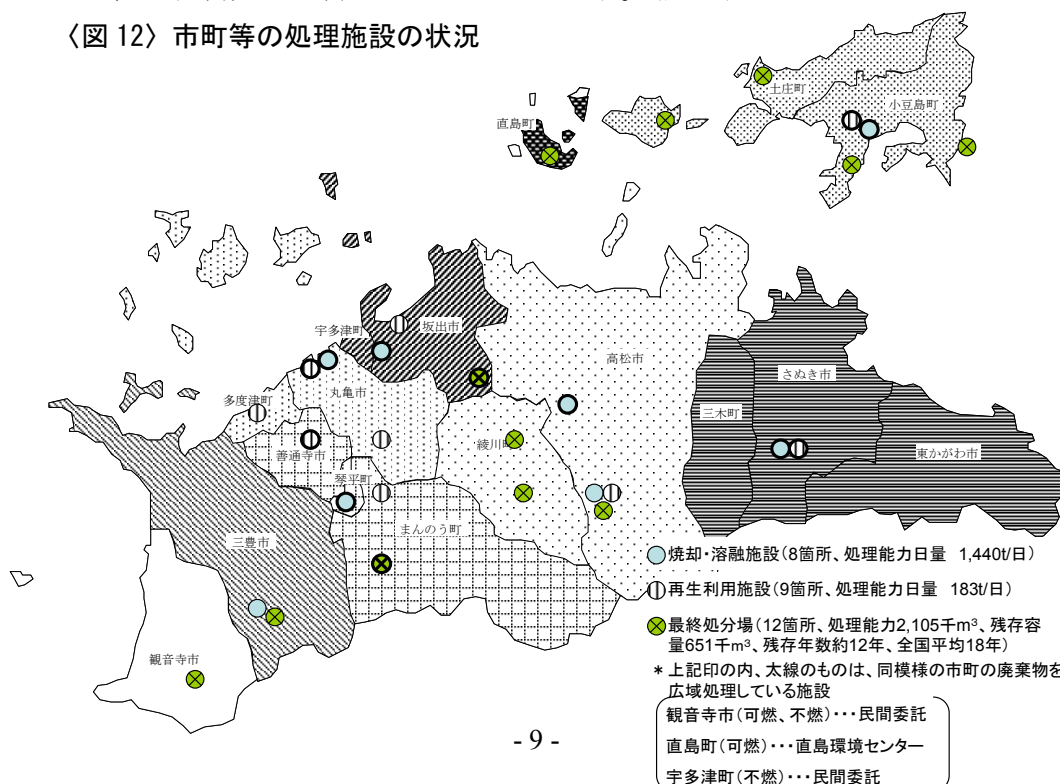


※ ( ) 内の数値は総排出量に占める割合。  
 ※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

#### (5) 処理施設の状況

本県の市町及び一部事務組合で設置している一般廃棄物処理施設の状況は、平成 21 年度末現在で、焼却・溶融施設が 8 施設（合計処理能力：1,440 トン／日）、再生利用施設が 9 施設（合計処理能力：183 トン／日）、最終処分場が 12 施設（残余容量：65 万立方メートル、残余年数：12 年）などとなっています。〈図 12〉

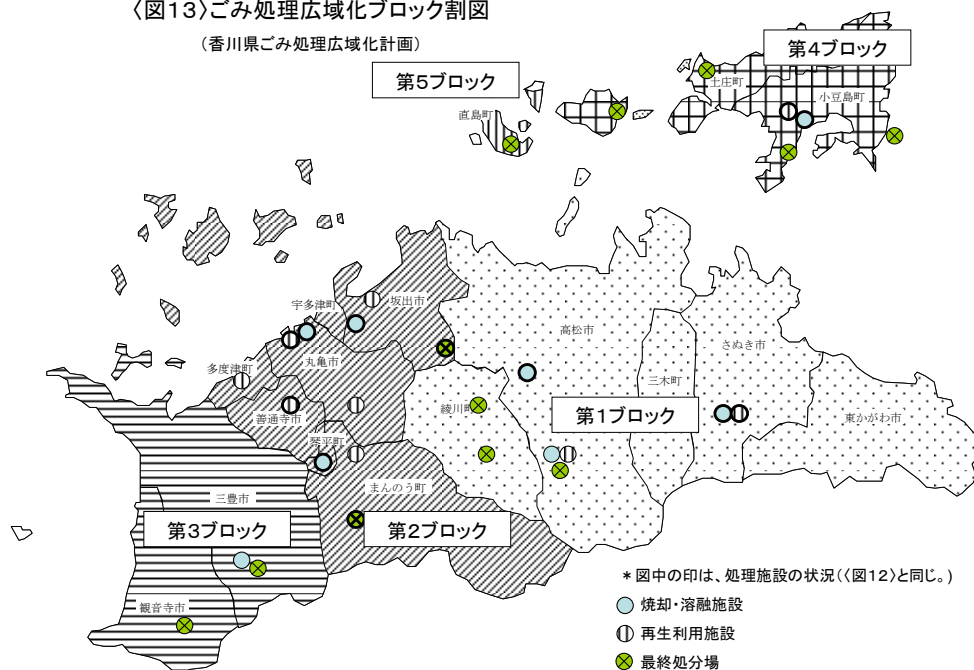
〈図 12〉 市町等の処理施設の状況



## (6) 広域処理計画

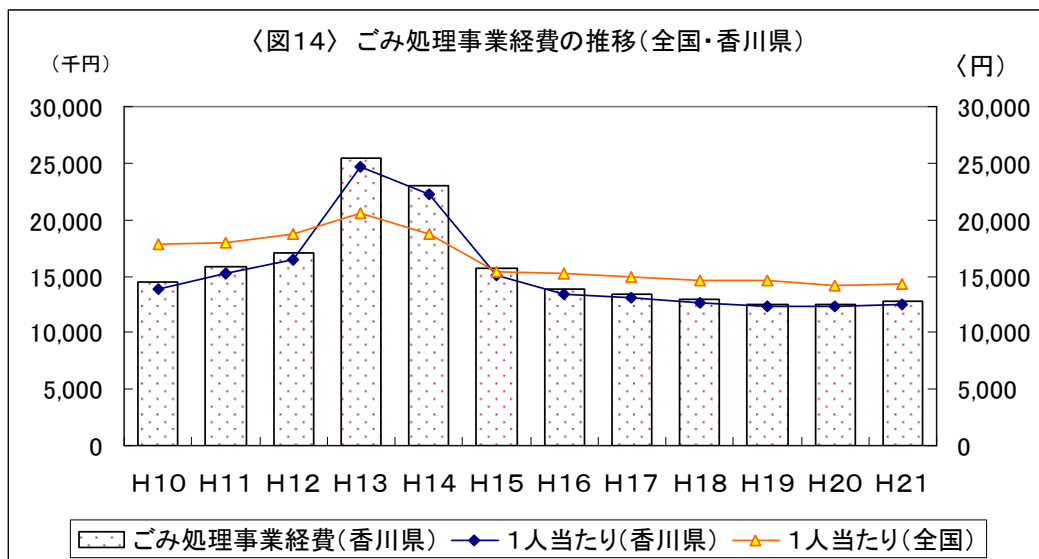
ごみの効率的かつ安定的な適正処理のため、平成 11 年 3 月に香川県ごみ処理広域化計画を作成し、県内を 5 ブロックに分けて、各ブロックにおける施設集約化、ダイオキシン類対策などの基本方針を示しており、施設の整備・更新時にこの計画による広域化に向けた検討を行うこととしています。〈図 13〉

〈図 13〉ごみ処理広域化ブロック割図  
(香川県ごみ処理広域化計画)



## (7) ごみ処理事業経費

1 人当たりのごみ処理経費は、平成 21 年度は 12,500 円で、ここ数年横ばいで推移しています。施設整備が行われた平成 13 年度、平成 14 年度を除き、全国平均を下回っています。〈図 14〉

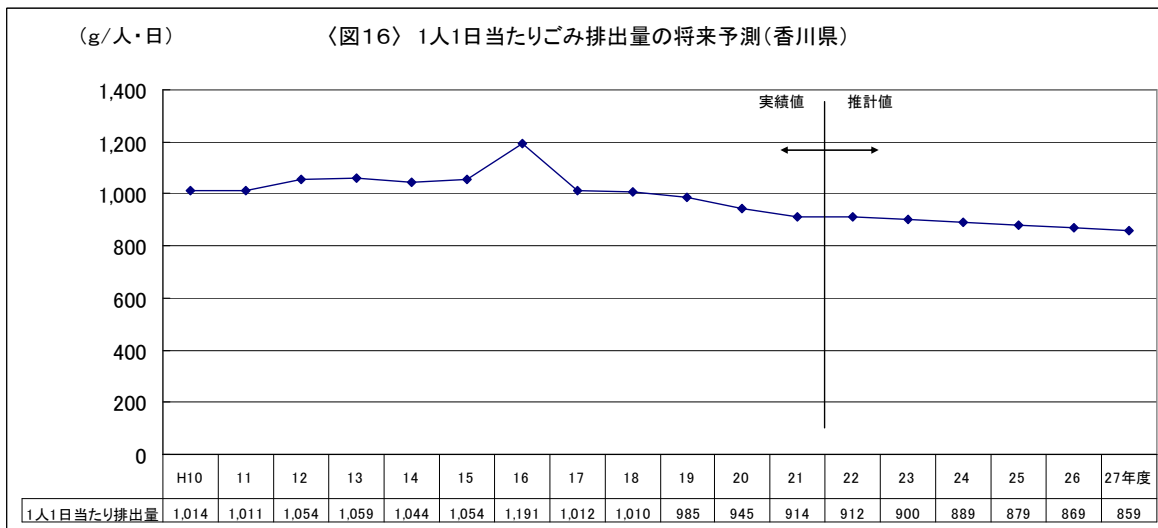
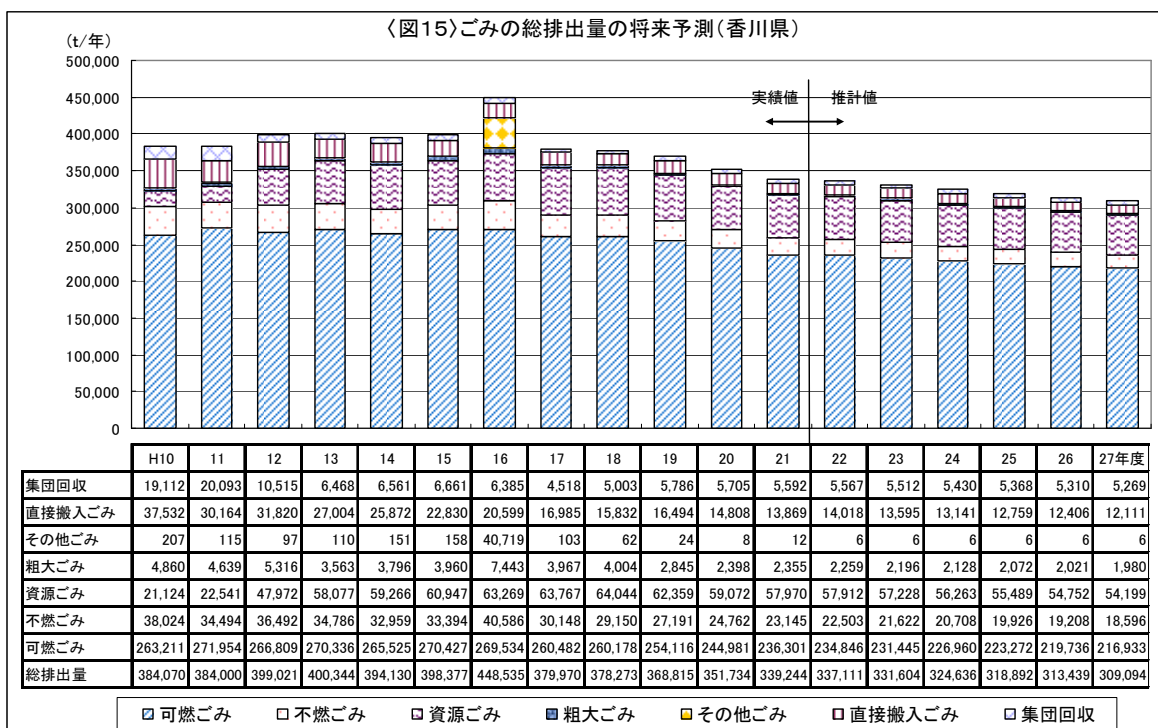


## 2. 将来予測

平成 27 年度までのごみの総排出量の予測は、減量化等の施策が現状のままで推移した場合について、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省調査）による本県構成市町ごとの過去 5 年間の実績値（平成 17 年度から平成 21 年度、有料化・災害等特殊要因がある場合は、それ以前の実績値も考慮。）を基に、将来推計の手法であるトレンド推計方式により行いました。

### (1) 総排出量

ごみの総排出量は、近年、減少傾向にあり、発生抑制意識の高まりや人口減少などが今後も続くことにより減少すると予測しています。計画期間の最終年度である平成 27 年度には、総排出量は 30.9 万トン（図 15）、1 人 1 日当たりの排出量は 859 グラム（図 16）になると予測しています。



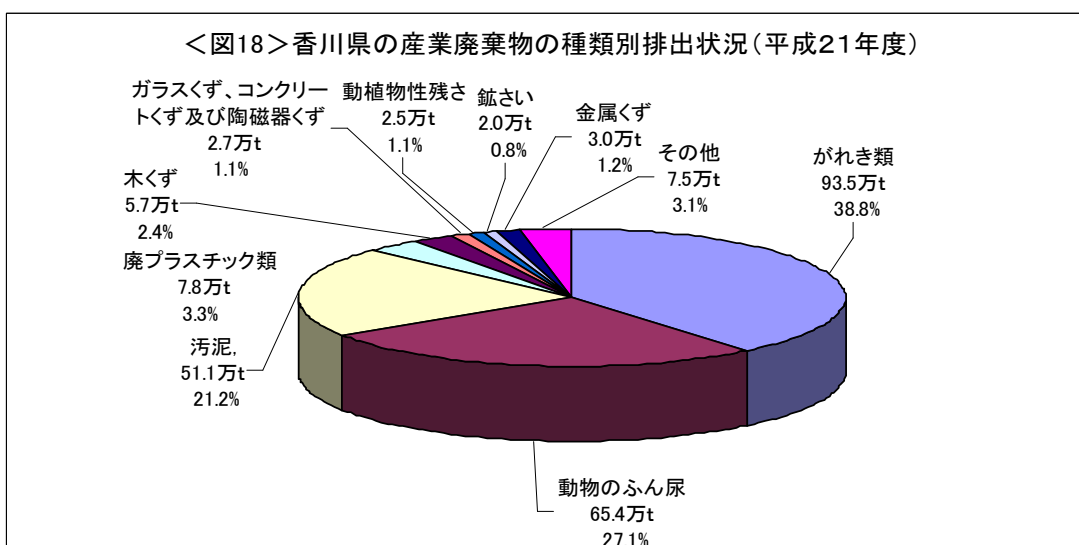
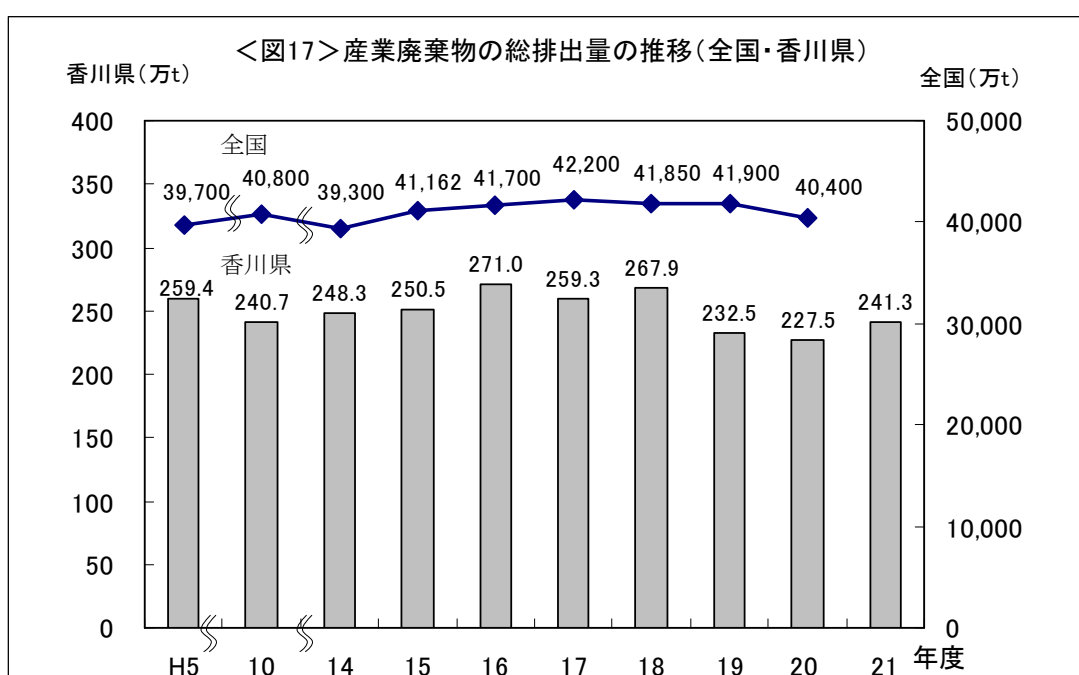
## 第2節 産業廃棄物の現状と将来予測

### 1. 現状

#### (1) 排出状況

本県の産業廃棄物の総排出量の推移は、平成16年度をピークに減少傾向にありましたが、平成21年度は241.3万トンと増加しました。〈図17〉

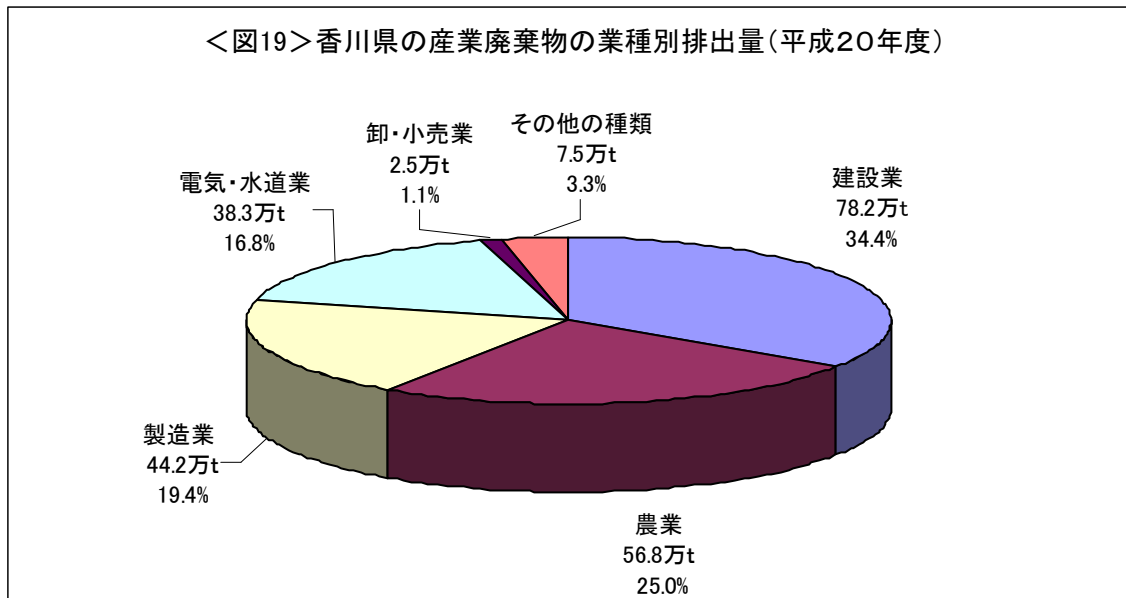
平成21年度の種類別排出状況は、がれき類93.5万トン(38.8%)、動物のふん尿65.4万トン(27.1%)、汚泥51.1万トン(21.2%)となっており、3品目で210万トンであり、総排出量の約87%を占める状況です。〈図18〉



※数値は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

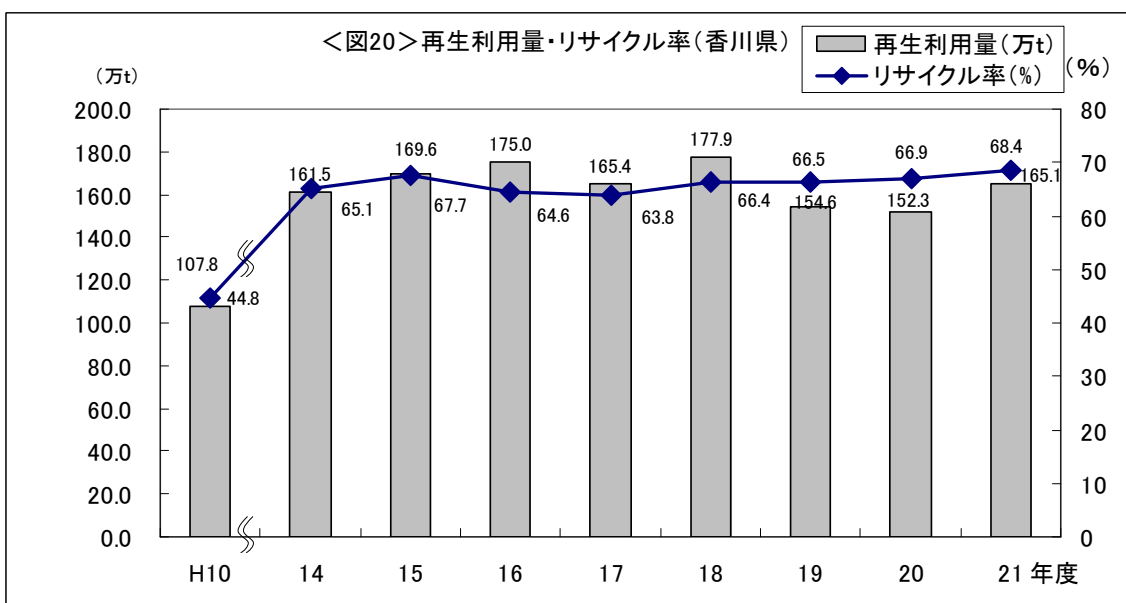
平成 20 年度の業種別排出量は、建設業 78.2 万トン（34.4%）が最も多く、次いで、農業 56.8 万トン（25.0%）、製造業 44.2 万トン（19.4%）などとなっています。

〈図 19〉

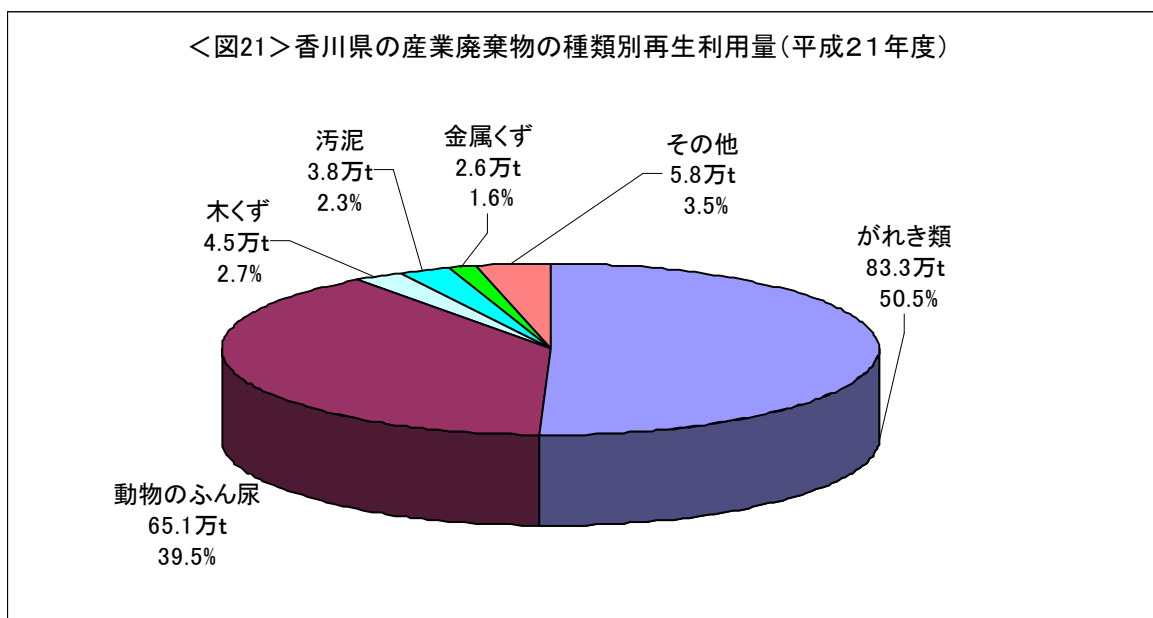


## (2) リサイクルの状況

平成 21 年度の再生利用量は、165.1 万トンで、総排出量に占める割合は、リサイクル技術の普及、建設リサイクル法の施行などにより、平成 10 年度の 44.8%から 68.4%に増えています。〈図 20〉



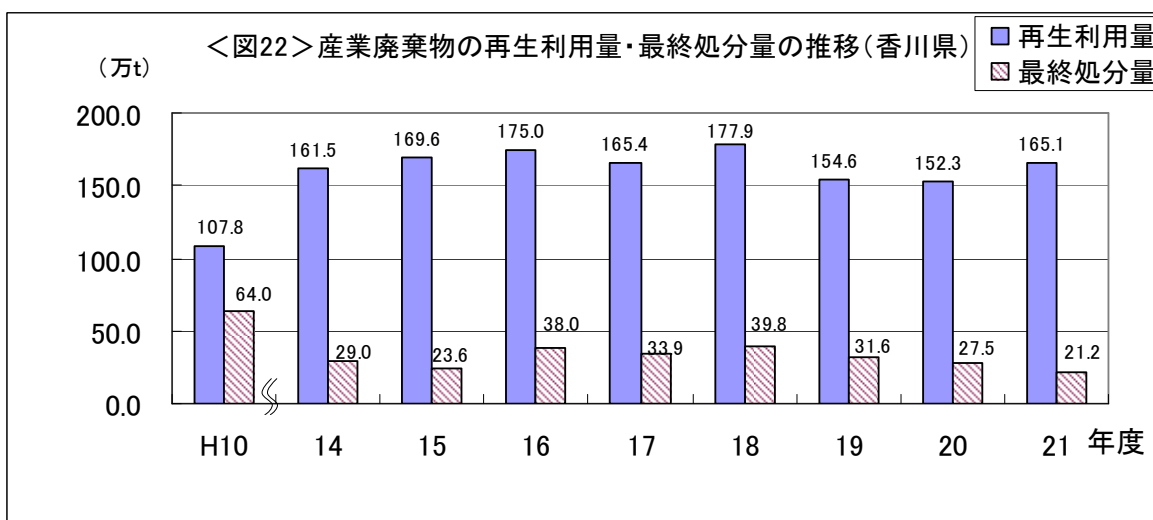
平成 21 年度の種別別再生利用量は、がれき類 83.3 万トン（50.5%）が最も多く、次いで、動物のふん尿 65.1 万トン（39.5%）、木くず 4.5 万トン（2.7%）などとなっています。（図 21）



※数値は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

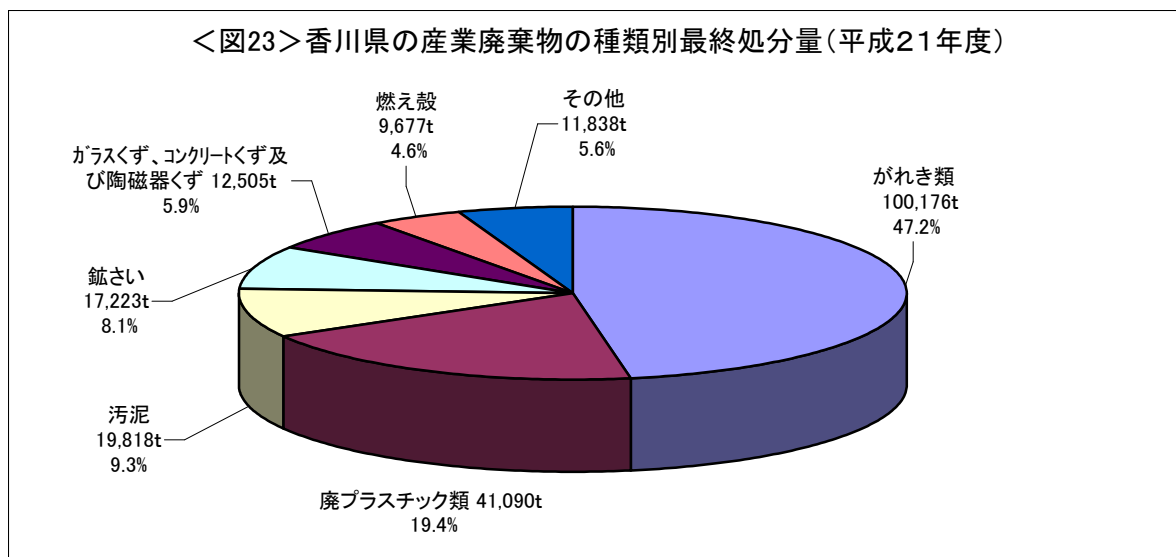
### （3）最終処分状況

最終処分量は、再生利用量と密接に関係しており、再生利用量の増加等に伴い、減少となることから、リサイクル技術の普及、建設リサイクル法の施行などにより、再生利用量が平成 10 年度の 107.8 万トンから 165.1 万トンに増えたことに伴い、最終処分量は平成 10 年度に比べ約 43 万トン減少し、21.2 万トンとなっています。（図 22）





平成 21 年度の種別最終処分量は、がれき類 10.0 万トン（47.2%）が最も多く、次いで、廃プラスチック類 4.1 万トン（19.4%）、汚泥 2.0 万トン（9.3%）などとなっています。〈図 23〉

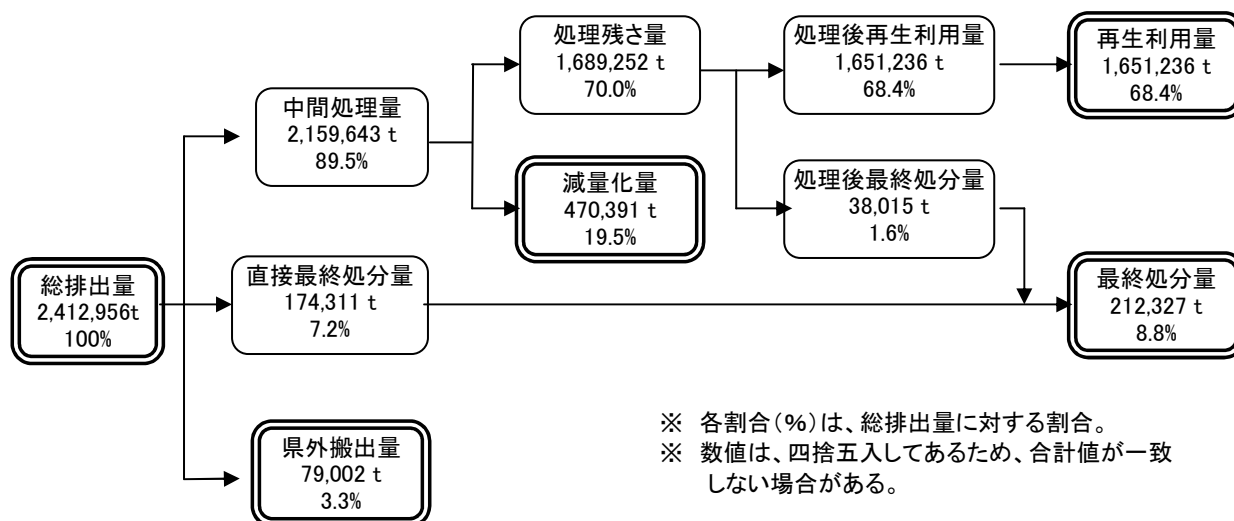


※数値は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

#### (4) 処理の流れ

平成 21 年度は総排出量のうち、19.5%が焼却等の中間処理で減量化され、68.4%がリサイクル、8.8%が最終処分されています。〈図 24〉

〈図 24〉香川県の産業廃棄物の処理の流れ (平成 21 年度)



## (5) 処理施設の状況

排出事業者、処理業者、公共で設置している産業廃棄物処理施設の状況は、表1のとおりです。平成22年3月末現在で、中間処理施設が194施設、最終処分場が27施設（残余容量：370万立方メートル、残余年数：17.4年）となっています。

<表1>香川県の産業廃棄物処理施設の状況（平成22年3月31日現在 高松市分含む）

施設の種類		施設数
中間処理施設	汚泥の脱水施設	40
	汚泥の乾燥施設	1
	汚泥の焼却施設	2
	廃油の油水分離施設	1
	廃酸・廃アルカリの中和施設	1
	廃プラスチック類の破碎施設	19
	廃プラスチック類の焼却施設	7
	汚泥のコンクリート固形化施設	1
	産業廃棄物の焼却施設	25
	木くずの破碎施設	40
	がれきの破碎施設	57
	計	194
最終処分場 ※環境保全公社管理分を含む。	安定型（埋立中のもの）	15
	管理型（埋立中のもの）	12
	計	27
合計		221

## (6) 処理業者の状況

平成22年3月末現在の許可を受けた産業廃棄物処理業者の状況は、表2のとおりです。

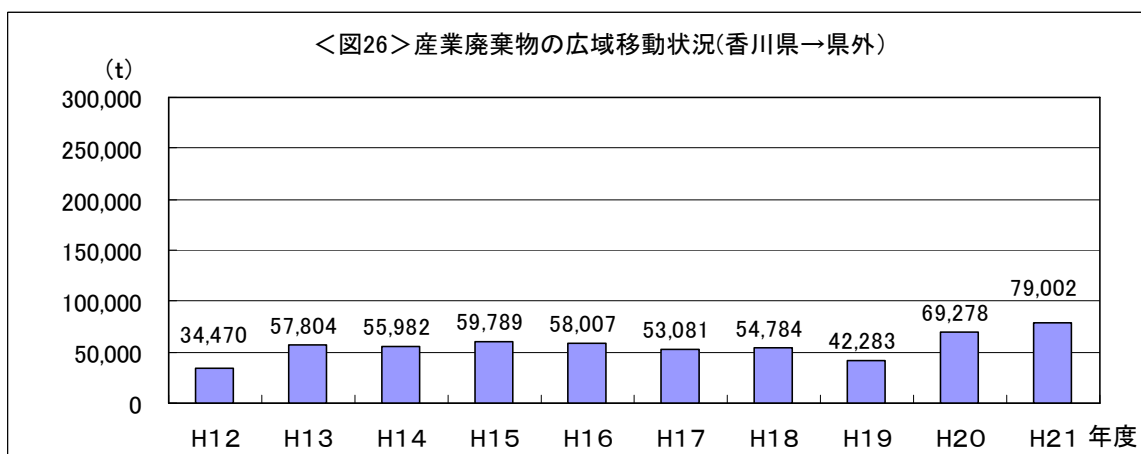
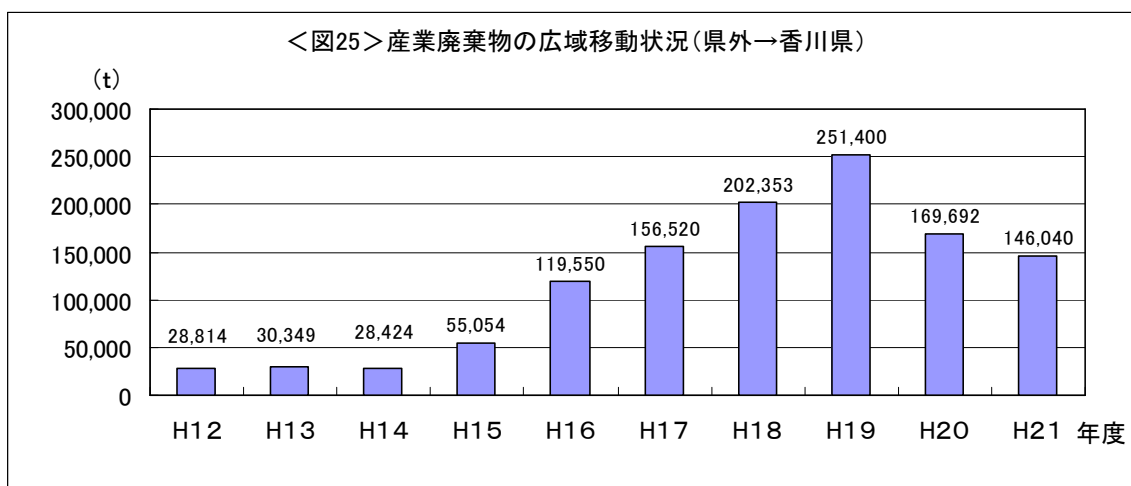
<表2>香川県の産業廃棄物処理業者の状況（平成22年3月31日現在 高松市分含む）

処理業の種類	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業
収集運搬	2,305	229
中間処理	144	7
最終処分	16	2
計	2,465	238

## (7) 広域移動の状況

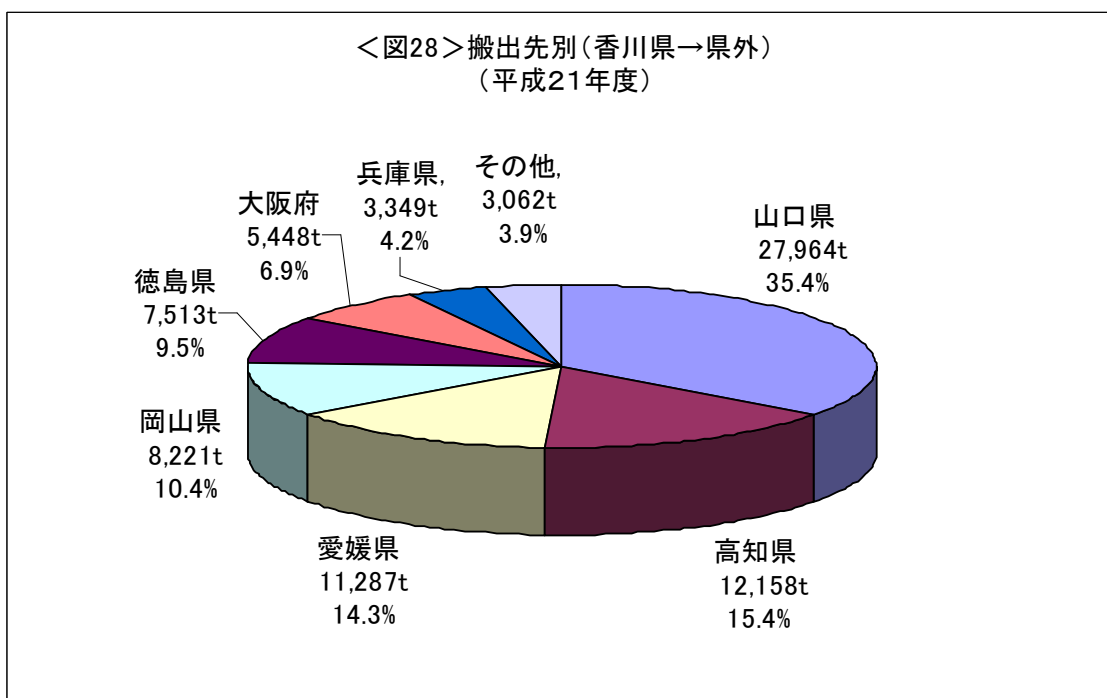
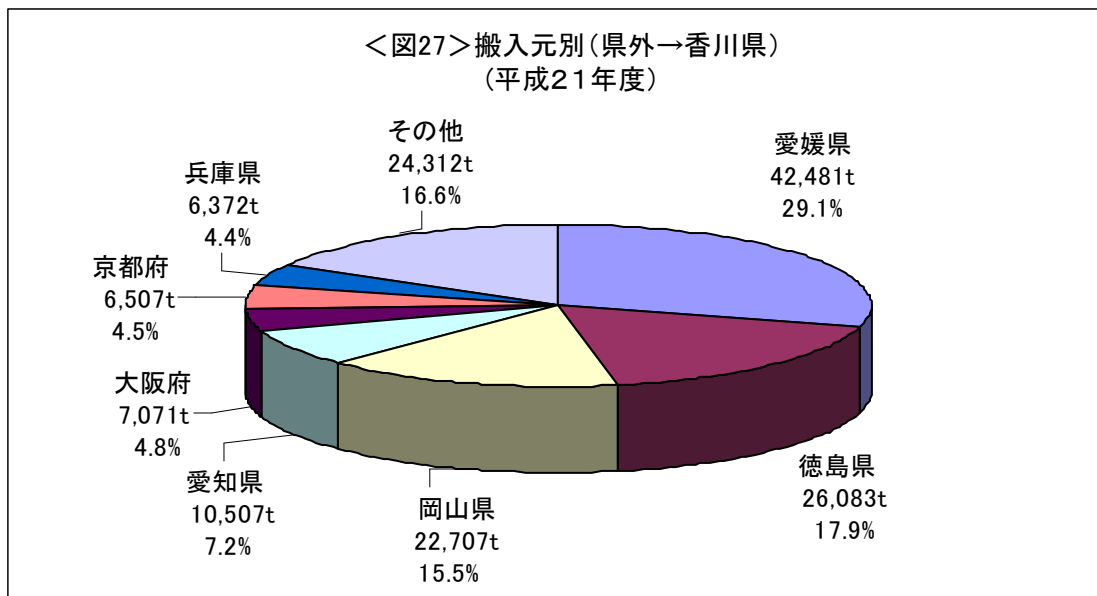
平成 21 年度において県外から県内に搬入された量は 14.6 万トン、県内から県外へ排出された量は 7.9 万トンです。

県外からの搬入については、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例に基づき、循環利用のために持ち込まれる廃棄物の増加により、平成 15 年度以降増えてきましたが、平成 19 年度の 25.1 万トンをピークに減少しています。〈図 25・26〉



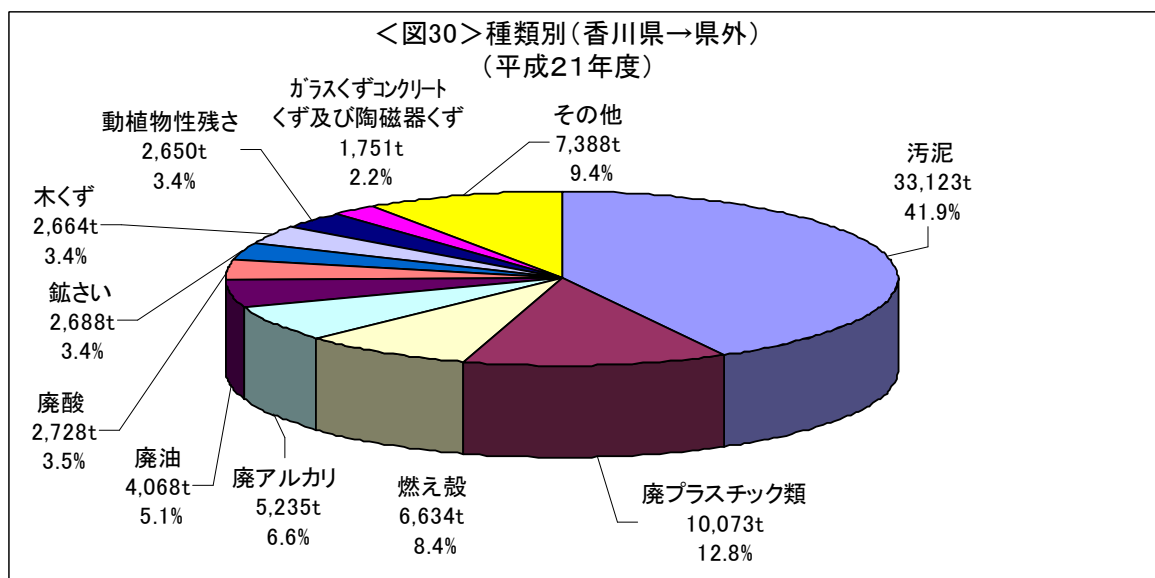
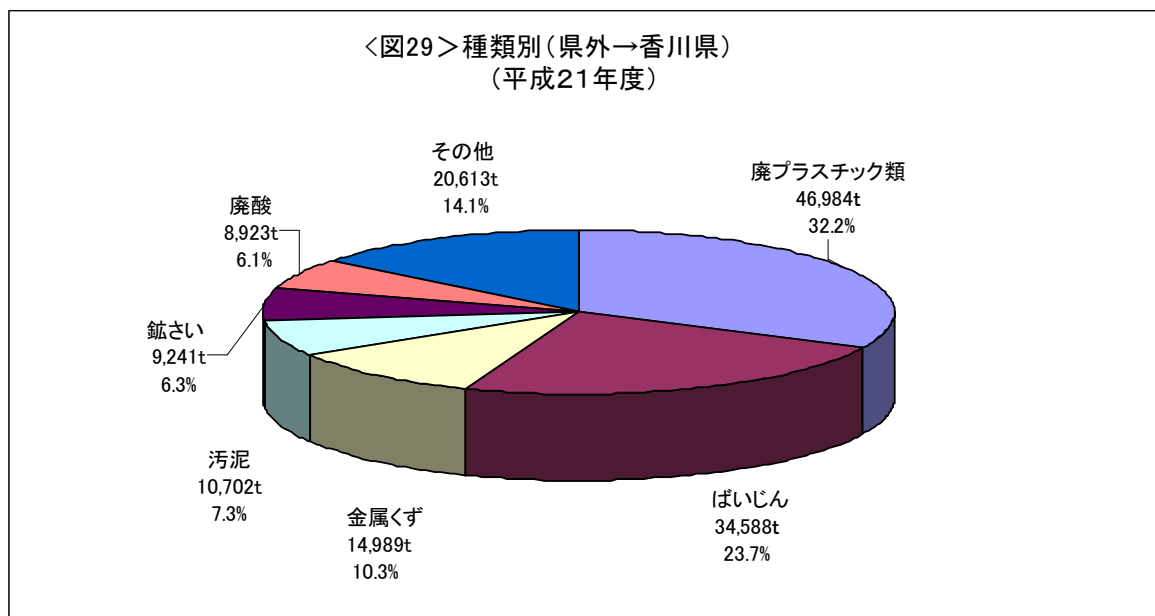
平成 21 年度の搬入元別、搬出先別の状況は、搬入元別では、愛媛県、徳島県、岡山県の順に多く、四国中国地方で全体の 65.4%を占めています。〈図 27〉

搬出先別では、山口県、高知県、愛媛県の順に多く、四国中国地方で全体の 86.1%を占めています。〈図 28〉



平成21年度の種別別搬入及び搬出の状況は、搬入種別では、廃プラスチック類及びばいじんが全体の55.9%を占めています。〈図29〉

搬出種別では、汚泥の占める割合が高く全体の41.9%を占めています。〈図30〉



※数値は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

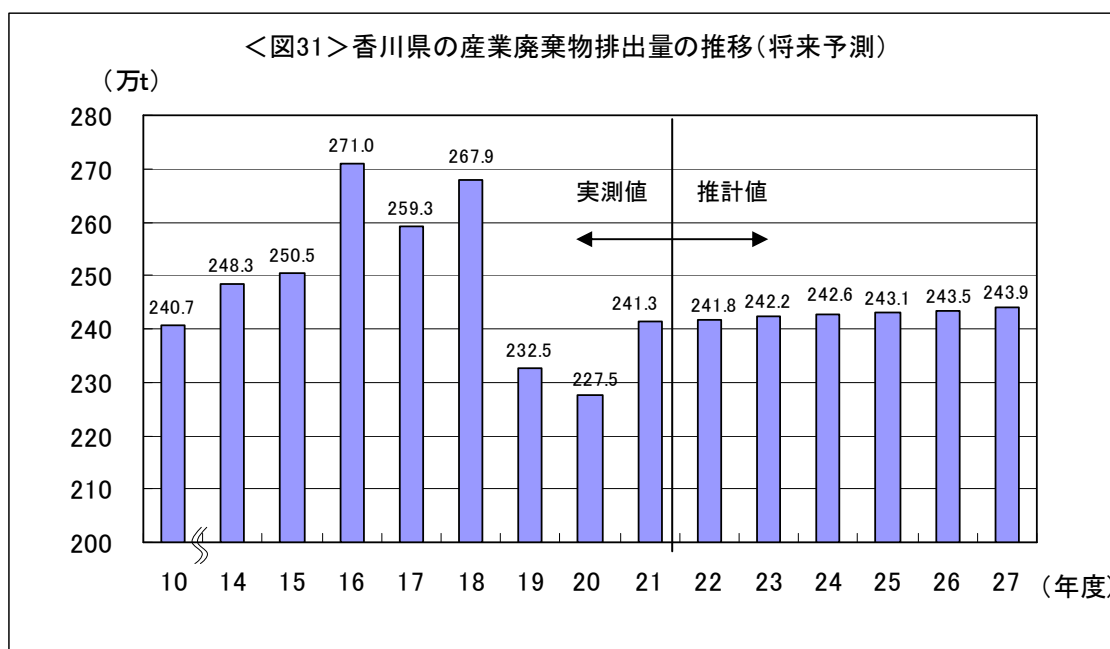
## 2. 将来予測

平成 27 年度までの産業廃棄物の総排出量は、統計学的手法を用い、過去 10 年程度の実績を基に算出した業種毎の活動量指標（建設業：元請完成工事高、製造業：製造品出荷額など）の伸び率を勘案し、将来推計を行いました。

### (1) 総排出量

産業廃棄物の総排出量は、建設業については、横ばい、農業、卸・小売業については、減少しますが、製造業、電気・水道業系の廃棄物の増加により、全体としては緩やかに増加することが見込まれ、平成 27 年度の総排出量は 243.9 万トンと予測されます。

〈図 31〉



## 第3章 循環型社会構築のための取組み

### 第1節 基本的な考え方

#### 1. 計画の基本目標

上位計画である香川県環境基本計画における物質循環分野の基本目標を本計画の基本目標とします。

#### 計画の基本目標

**資源の消費を抑制し、環境への負荷の少ない「循環型社会」の構築**

循環型社会形成推進基本法で規定する循環型社会とは、「製品等が廃棄物等となることを抑制し」、「排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し」、「どうしても利用できないものは適正に処分する」ことが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

#### 循環型社会のイメージ

- ・できるだけごみを出さず、物を大切に使うといった環境に配慮した生活が実践され、資源回収や分別が徹底して行われるなど、ごみの排出量が着実に減少しています。
- ・企業活動における資材の調達、加工、流通、消費の各段階で省資源化やリサイクルが行われるとともに、廃棄物の適正処理に対する意識も浸透し、環境への負荷が低減されています。

このような循環型社会の構築に向けた施策を展開するため、次のとおり施策の柱を設定します。

#### 循環型社会の構築に向けた施策の柱

- 1 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進
- 2 再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進
- 3 廃棄物の適正処理の推進

## 第2節 数値目標

### 1. 一般廃棄物（し尿を除く）

#### (1) 目標

	平成 21 年度（実績）	平成 27 年度（目標）
総排出量	33.9 万 t	30.5 万 t
リサイクル率 （再生利用量）	20.9% (7.1 万 t)	24% (7.3 万 t)
最終処分量	4.3 万 t	3.5 万 t
1 人 1 日当たりの排出量	914 g	854 g

#### (2) 目標設定の考え方

##### ① 総排出量、1 人 1 日当たりの排出量

発生抑制に関する県や市町の普及啓発や全市町でごみの有料化が導入されたことなどによる発生抑制意識の高まりや人口減少などにより、今後も総排出量の減少傾向が続くと考えられますが、一層の削減のためには、一人ひとりの削減への取組みが欠かせないことから、1 人 1 日当たりの排出量を新たに目標項目としました。

総排出量については、将来予測における平成 27 年度の推計値が 30.9 万トン（11 ページ図 15）となっていますが、発生抑制に関する施策による削減量の上乗せ効果も含め、目標を平成 21 年度から 10%減の 30.5 万トンと設定しました。

また、1 人 1 日当たりの排出量については、平成 27 年度の推計値が 859 グラム（11 ページ図 16）となっていますが、施策による削減量の上乗せ効果も含め、毎年 10 グラムずつの削減を目指し、目標を平成 21 年度から 60 グラム減の 854 グラムと設定しました。

##### ② リサイクル率（再生利用量）

平成 21 年度実績は 20.9%と前計画の目標である平成 22 年度 24%は達成困難な状況です。市町での処理方法の変更やリサイクル制度の変更がないとリサイクル率の向上は大変厳しい状況ですが、各種施策を講じることにより目標を前計画から据え置き 24%としました。

##### ③ 最終処分量

リサイクル率を 24%に設定することに伴い、再生利用量が増加するため、目標を平成 21 年度から 18%減の 3.5 万トンと設定しました。



## 2. 産業廃棄物

### (1) 目標

	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (目標)
総排出量	241.3 万 t	234 万 t
リサイクル率 (再生利用量)	68.4% (165.1 万 t)	70% (163.8 万 t)
最終処分量	21.2 万 t	20 万 t

### (2) 目標設定の考え方

#### ① 総排出量

将来予測における平成 27 年度の推計値は 243.9 万トン (20 ページ図 31) となっていますが、発生抑制の取組みを促進することにより、目標は、これから 10 万トン抑えた 234 万トンと設定しました。

#### ② リサイクル率 (再生利用量)

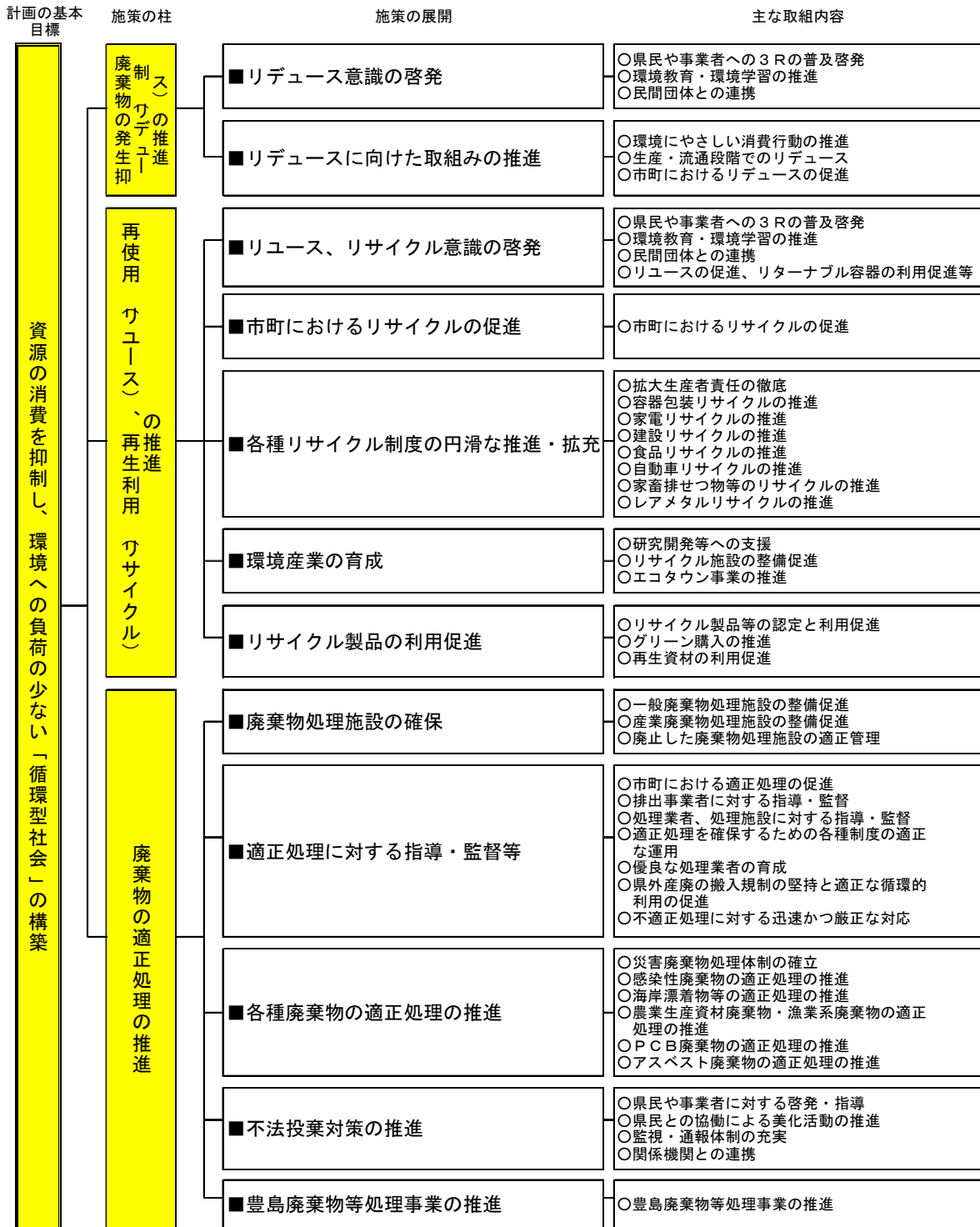
平成 21 年度実績は、前計画の目標である平成 22 年度 70%に対し、68.4%となっています。今後、一層のリサイクル技術の向上やリサイクル制度の変更がないとリサイクル率の向上は大変厳しい状況ですが、各種施策を講じることにより前計画の目標を据え置き 70%としました。

#### ③ 最終処分量

リサイクル率を 70%に設定することに伴い、再生利用量が増加するため、目標を平成 21 年度から 5%減の 20 万トンと設定しました。

### 第3節 目標達成に向けた施策

#### 1. 施策体系



## 2. 体系ごとの課題と施策の内容

### (1) 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進

#### 課題

- 県民、事業者、NPO等の団体、行政が連携しながら、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）とともに、廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進により、引き続き大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動からの転換を図る必要があります。
- 人口減少社会を迎えた本県では、一般廃棄物の総排出量は人口減に伴う自然減が今後も続くと予想されますが、循環型社会の構築に向けて、一人ひとりの削減への取組みによる一層の削減を目指すことが必要です。
- 産業廃棄物の総排出量については、景気動向等に左右される面がありますが、県内排出量の4割を占める多量排出事業者等に対する減量化等の指導・助言の効果もあり、事業者の排出抑制意識は高まってきたと考えられます。  
しかしながら、平成21年度の総排出量は増加に転じており、今後は、持続的な経済活動による発展に配慮しつつ、総排出量の抑制を目指すことが必要です。

#### 施策の内容

##### ■ リデュース意識の啓発

##### ① 県民や事業者への3Rの普及啓発

- 家庭向け減量化対策として、ごみの減量化に関するリーフレット等の作成のほか、家庭での実際の減量化取組みの紹介など県民が身近に感じられる施策を実施します。
- 事業者向け一般廃棄物の減量化対策としては、事業系一般廃棄物の減量化方法等の情報をホームページなどで提供します。
- 県民の3Rの意識の向上を図るため、環境に関する全国大会の誘致など啓発事業を実施します。

##### ② 環境教育・環境学習の推進

- 学校や地域などからの要請に基づき、環境キャラバン隊を派遣します。
- 公民館など生涯学習施設において環境学習を積極的に実施するように市町に対し働きかけます。
- 環境教育・環境学習に活用できる、啓発用リーフレットを作成し配布するとともに、ホームページにより啓発用資料を提供します。
- 環境学習プログラムや教材の開発研究を行います。

### ③ 民間団体との連携

- 環境問題を消費者一人ひとりが自分のこととして捉え、普段の生活の中で実践できるごみの減量化など3Rの推進とその必要性について、関係団体と連携し、出前講座や情報誌、イベントなどを通して広く消費者に呼びかけます。

## ■ リデュースに向けた取組みの推進

### ① 環境にやさしい消費行動の推進

- 環境にやさしい買い物推進協議会を中心に、「買い物でエコ！キャンペーン」として強化月間を展開し、買い物袋の持参によるレジ袋の削減をはじめ、簡易包装やばら売り・詰め替え製品の購入などを呼びかけます。
- 事業者等に対し、買物袋持参者等への特典提供等の協力を求めます。
- 事業活動においても、環境にやさしい消費行動が行われるようホームページ等による啓発を行います。

### ② 生産・流通段階でのリデュース

- 産業廃棄物の排出事業者に対して、ホームページによる情報提供や、各種業界団体が開催する講習会等の機会を通じて、産業廃棄物の自主的な減量化の取組みなど発生抑制について啓発を行います。
- 多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者に対して、実効性のある産業廃棄物処理計画の提出等について指導を徹底するとともに、ホームページでこれらを公表します。
- 計画的な廃棄物の減量化など資源の循環的な利用について、専門的な見地から助言等を行うアドバイザーを派遣するなどにより、助言、指導等を行います。
- 公共事業の実施に当たり、計画段階から廃棄物の発生抑制に配慮し、発生の少ない工法や資材を採用して減量化を図ります。

### ③ 市町におけるリデュースの促進

- 他県の先進的な各種廃棄物減量化施策について情報収集して、市町への情報提供や県内市町での取組状況に関する情報交換等による市町の取組みを促進します。
- ごみ処理には多額の費用を要することを住民に認識してもらうため、環境省が作成した一般廃棄物会計基準に基づく一般廃棄物処理事業に関する費用の分析の実施及び分析結果に基づく処理費用の住民への周知を市町に働きかけるとともに、研修会等の実施により市町での実施を支援します。

## (2) 再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進

### 課題

- 日常生活で身近な飲料容器において、1回限りの使用で廃棄されるワンウェイ容器が大部分となっており、廃棄物の発生や製造時等の資源消費の抑制のためには、繰り返し使えるリターナブルびんの利用などのリユースの推進が必要です。
- リサイクルについては、県民への意識啓発とともに、リサイクルに要する経費や技術開発への支援などにより、取組みをさらに推進する必要があります。合わせて、国の制度の充実・強化によるリサイクル推進のための環境整備が必要です。
- 循環型社会構築に向けたモデル事業の実施などにより、環境産業を育成することが必要です。
- 産業廃棄物については、排出量の中で大きなウエイトを占める建設廃棄物の分別解体、リサイクルの徹底や多量排出事業者によるリサイクルへの一層の取組みが必要で

### 施策の内容

#### ■ リユース、リサイクル意識の啓発

##### ① 県民や事業者への3Rの普及啓発

- リユース、リサイクルに関する啓発活動として、県民向けのリーフレットを作成するとともに、リユース容器の貸し出しなどの情報について、ホームページなどで情報提供します。
- リサイクルに関しては、広報誌、ホームページを活用し、市町ごとに定められた分別方法による排出の徹底を周知するとともに、事業者へもリサイクル促進を啓発します。
- 県民の3Rの意識の向上を図るため、環境に関する全国大会の誘致など啓発事業を実施します。（再掲）

##### ② 環境教育・環境学習の推進（再掲）

- 学校や地域などからの要請に基づき、環境キャラバン隊を派遣します。
- 公民館など生涯学習施設において環境学習を積極的に実施するように市町に対し働きかけます。
- 環境教育・環境学習に活用できる、啓発用リーフレットを作成し配布するとともに、ホームページにより啓発用資料を提供します。
- 環境学習プログラムや教材の開発研究を行います。

##### ③ 民間団体との連携

- リユース・リサイクルを進めていくためには消費者の意識啓発が欠かせない

ことから、環境にやさしい買い物推進協議会と連携し、出前講座やイベントにおいて、使い捨てでなく長く使える製品の選択、ごみの適正な分別とリサイクル製品の購入等の推進などを啓発します。

- 割りばしリサイクル等リサイクルに取り組む団体について、その活動のPR等により取組みの推進を支援します。

#### ④ リユースの促進、リターナブル容器の利用促進等

- 市町で行っている不用品交換情報提供等の取組みをホームページで紹介するなどにより県民のリユース行動を促進します。
- リユース容器の利用促進のため、県主催の行事で率先して使用するとともに、各種イベント実施主催者に対し、使用を働きかけます。
- ワンウェイ容器からリターナブル容器に変更するには容器の回収率を上げる必要があることから、デポジット制度の導入など拡大生産者責任に基づく廃棄物回収システムの構築を国に対し提案します。
- ホームページにリユース容器、リターナブル容器の利用促進のページを設け、それらの良さのPR等を行うとともに、牛乳びんやビールびんなどリターナブル容器を使用した製品の利用促進を図ります。
- マイボトル、マイカップの各個人の利用の促進を図るため、国のマイボトル・マイカップキャンペーンに賛同してマイボトル等に飲料を提供している店舗情報をホームページで紹介するなど、啓発活動を行います。

### ■ 市町におけるリサイクルの促進

- 県内外において、リサイクルの取組みが進んでいる自治体の情報を収集し、担当者会などを通じ、市町に提供するなど市町の取組みを支援します。
- 現在、焼却・埋立している廃棄物についても、民間施設の活用等資源化に向けた取組みの検討を市町に働きかけます。
- 容器包装の収集運搬・保管・梱包に要する市町の費用負担が大きいことが、一部の市町で分別収集せずに焼却・埋立されている要因となっていることから、メーカーなどとの費用負担の公平化を図るよう容器包装リサイクル法の見直しを国に要望します。

### ■ 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充

#### ① 拡大生産者責任の徹底

- デポジット制度は、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、飲料容器等の散乱防止対策として有効であり、その効果的な実施には全国一律の制度導入が必要であるため、国に対し、拡大生産者責任に基づく生産者による廃棄物回収シ

システムの構築について、引き続き、デポジット制度の導入を含め提案します。

## ② 容器包装リサイクルの推進

- 容器包装リサイクル法での処理ルートではなく、独自処理を行っている市町へは、確実なリサイクル等の確認及び住民への情報提供が行われるよう働きかけます。
- 容器包装プラスチック以外のプラスチックについては、焼却・埋立処理されていますが、容器包装以外のプラスチックについても、容器包装と同様にリサイクルシステムを導入するよう国に要望します。

## ③ 家電リサイクルの推進

- 国に対し、リサイクル料金の前払い制度の導入、対象品目の拡大について引き続き要望します。
- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく廃家電の処理が適正に行われるよう住民へ啓発します。
- 不用品回収業者については、市町とも協力し、業者の実態を把握するとともに必要に応じ指導等を行います。また、無料で回収するケースは、廃棄物処理法違反かどうかの判断が難しく、複数の県において活動する業者が多いことから、全国一律の基準で指導が行えるよう、指導基準の作成を国に要望します。

## ④ 建設リサイクルの推進

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、公共工事での分別解体と再資源化等の徹底を図り、解体工事現場等のパトロールの実施により、民間工事での分別解体と再資源化等を促進します。

## ⑤ 食品リサイクルの推進

- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に基づき、広く県民に食品ロス削減について普及を行い、身近である家庭からの取組みを推進し、一人ひとりの意識向上を図ります。
- 食品ロスの削減を効果的に進めている取組事例の情報収集を行い、ホームページ等を活用して、食品リサイクルに係る情報の発信に努めます。

## ⑥ 自動車リサイクルの推進

- 使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく、引取業者、フロン類回収業者の登録手続、また、解体業者、破砕業者の許可手続の審査を厳格に行うとと

もに、不適正な処理や保管を行っている事業者に対する監視・指導を行います。

- 香川県放置自動車の処理に関する条例に基づき、県の所有地・管理地、自然公園法の特設地域に放置された自動車を迅速に処理します。
- 市町からの依頼に応じて廃物認定委員会を開催するなど、市町において放置自動車処理事務が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

#### ⑦ 家畜排せつ物等のリサイクルの推進

- 畜産農家に対し、香川県資源循環型畜産確立基本方針に基づき、地域畜産経営環境保全推進指導協議会を組織して、家畜排せつ物の適正処理による良質堆肥化を指導し、家畜排せつ物のリサイクルシステムの確立を基本とした資源循環型畜産経営を推進します。
- 堆肥の流通・利用を促進するため、畜産農家における堆肥生産・供給方法等を調査して、堆肥マップを作成・配布するとともに、ホームページによる情報提供により、堆肥需要の促進を図ります。
- 農業者に対し、堆肥の適正施用による土づくりの励行とエコファーマー制度の周知を行い、エコファーマーの認定を推進します。また、新たに有機農業に取り組む者などに対し、相談への対応、農家研修の斡旋、研修会の開催など、有機農業の取組みを支援します。
- 消費者等に対し、資源を有効活用した環境にやさしい農産物としてPRしていきます。

#### ⑧ レアメタルリサイクルの推進

- 国におけるレアメタル等の有用金属回収に向けたリサイクル制度の検討状況を注視するとともに、早期のリサイクル制度の構築と、構築時における市町負担への配慮について、国に要望します。

### ■ 環境産業の育成

#### ① 研究開発等への支援

- 県内企業の環境関連の新製品開発や技術の高度化について、技術相談・技術協力、依頼試験分析、共同研究などによる技術支援を行うほか、各種助成事業を活用し、県内企業が取り組む研究開発等を支援します。

#### ② リサイクル施設の整備促進

- 企業のリサイクル施設の整備については、県の融資制度等を活用して支援を行います。
- 広域的なリサイクル体制構築のため、県外企業の立地が期待される家電リサイクル工場については、企業誘致の対象として用地情報の提供や各種行政手続



などをワンストップサービスで支援し、整備を促進します。

### ③ エコタウン事業の推進

- 直島町で実施しているエコタウン事業については、有価金属リサイクル施設や溶融飛灰再資源化施設でのリサイクル事業を継続するとともに、住民が主体となった環境と調和したまちづくり事業を支援します。

## ■ リサイクル製品の利用促進

### ① リサイクル製品等の認定と利用促進

- 香川県環境配慮モデル認定制度で認定されたリサイクル製品や事業所をホームページ等により積極的にPRするとともに、四国4県で連携した認定リサイクル製品の相互推奨の推進、県公共工事等における認定リサイクル製品の率先利用に努めます。

### ② グリーン購入の推進

- 県の物品等の調達にあたっては、リサイクル製品や詰め替え製品など環境への負荷の小さい環境配慮型製品を購入するグリーン購入に努めるとともに、民間企業等へも働きかけます。

### ③ 再生資材の利用促進

- 再生砕石や再生加熱アスファルト混合物については、現在ほとんどの現場で使われており、引き続き使用を徹底し、現状維持に努めるとともに、豊島溶融スラグについては、豊島廃棄物等処理事業が完了するまで使用を継続します。
- その他の県内で発生したスラグとして、アスファルト用骨材のJIS認証を受けた一般廃棄物溶融スラグを公共工事などに使用するよう努めるほか、JIS認証を受けているその他のスラグについても公共工事などへの使用について調査・研究を行います。

### (3) 廃棄物の適正処理の推進

#### 課題

- 廃棄物の不法投棄や不適正処理は後を絶たないことから、今後も、廃棄物の不法投棄の防止など適正処理の推進を図ることが重要です。
- 廃棄物を適正に処理するためには、将来にわたって必要な中間処理施設や最終処分場を確保する必要があります。
- PCBやアスベスト廃棄物など処理困難廃棄物は、不適正処理が行われた場合に生活環境等への影響が大きいことから、特にその適正処理が求められています。
- 県外産業廃棄物については、発生工程や性状などの把握が難しく、不適正処理につながりやすいことから、現在の原則搬入禁止の堅持は必要ですが、一方で、循環型社会の構築に向け、適正な循環的利用を促進する必要があります。
- 豊島廃棄物等処理事業については、関係者との信頼関係のもと、引き続き廃棄物等の処理を進める必要があります。

#### 施策の内容

##### ■ 廃棄物処理施設の確保

- ① 一般廃棄物処理施設の整備促進
  - 施設の整備が必要な市町に対しては、将来的なごみ処理の見直しも含め、適切な施設の整備ができるよう市町の検討を支援します。
  - 施設の長寿命化計画を策定する市町に対しては、循環型社会形成推進交付金の活用を含め、計画策定が円滑に進むよう支援します。
  - 市町での施設整備に必要な財政措置が国で確保されるよう要望します。
- ② 産業廃棄物処理施設の整備促進
  - 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例等に基づき、事業者に対し生活環境の保全への適切な配慮について指導するとともに、地域住民との合意形成について調整を図りつつ、計画的かつ適正な産業廃棄物処理施設の整備を促進します。
  - 公共関与による廃棄物処理施設として民間との役割分担を踏まえ、(財)香川県環境保全公社による安定型産業廃棄物最終処分場の管理・運営を引き続き行います。
- ③ 廃止した廃棄物処理施設の適正管理
  - 市町の財政事情等により解体が進まない一般廃棄物焼却施設については、解体までの間、適正な管理を促すとともに、解体だけでも財政的援助が受けられるよう国に要望します。

- 埋立終了した一般廃棄物の最終処分場については、廃止確認に向け必要な水質検査等について周知徹底するとともに、毎年、報告される水質等の検査結果を踏まえ、必要に応じ指導・助言等を行います。
- 産業廃棄物の焼却施設については、廃止した施設が放置され生活環境保全上の支障が生ずることがないように、速やかに解体するとともに、解体により生じた廃棄物を適正に処理するよう、設置者に対し適切に指導・監督を行います。
- 埋立終了後の産業廃棄物の最終処分場については、廃止の確認を受けるまでは、設置者において適切に維持管理を行う必要があるため、定期的に立入検査や水質検査等を実施するなど、設置者に対し適切に指導・監督を行います。
- 廃止確認後の最終処分場については、廃棄物処理法に基づき、速やかに指定区域として指定し管理するとともに、跡地利用に当たっては最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（環境省）に基づき適正な利用を推進します。

## ■ 適正処理に対する指導・監督等

### ① 市町における適正処理の促進

- 廃棄物処理法に基づき市町が策定する一般廃棄物処理基本計画については、環境省が策定したごみ処理基本計画策定指針に沿った形での計画が策定されるよう技術的助言等を行います。
- 不用品回収業者によるトラブルや許可業者による行政区域を越えての一般廃棄物の移動など市町間での情報交換の必要があることから、市町の担当者会を開催し、情報交換に努めます。
- 市町職員の廃棄物処理法に関する知識の向上のため、専門の講師を招いた研修会を開催します。
- 国の循環型社会形成推進交付金の交付を受けるために策定が義務付けられている循環型社会形成推進地域計画を策定する際には、策定市町や環境省と綿密な連絡・協議を行い、策定に当たっての技術的助言等を行います。

### ② 排出事業者に対する指導・監督

- 平成 22 年の廃棄物処理法の改正により、排出事業者による適正処理の対策が強化されたため、ホームページ等による情報提供や関係団体の研修会等の機会を通じて、適正処理のために遵守すべき事項等について普及啓発を行います。
- 必要に応じて事業場等への立入調査を行うなど適切な指導・監督を行います。

### ③ 処理業者、処理施設に対する指導・監督

- 産業廃棄物収集運搬業者の積替え保管場所や産業廃棄物処分業者の処理施設に対し、定期的な立入調査のほか、周辺住民等からの通報等があった場合には、

ただちに立入調査を行い、適切に指導・監督を行います。

- 産業廃棄物処理業者に対する講習会等を定期的で開催し、廃棄物処理法の改正内容や適正処理のための留意事項等の周知徹底を図ります。
- 最終処分場については、香川県産業廃棄物最終処分場の構造及び維持管理に係る指針に基づき、安定型最終処分場における掘り起こし検査の実施等、適切な指導・監督を行います。
- 焼却施設及び最終処分場については定期検査制度が設けられたことから、施設の設置者に対して定期検査の受検義務を遵守するよう指導・監督を行います。

#### ④ 適正処理を確保するための各種制度の適正な運用

- 産業廃棄物の適正処理のため、立入指導や講習会の開催の際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正な運用を指導するとともに、電子マニフェストの導入について啓発、助言等を行います。
- 産業廃棄物の運搬車に係る廃棄物処理法等に基づく表示を徹底するため、収集運搬業者や自社運搬を行う排出事業者に対し、適切に指導・監督を行います。
- 産業廃棄物処理施設が適切に維持管理されるよう、焼却施設や最終処分場の維持管理情報の公表制度や、最終処分場の維持管理積立金制度などの適切な運用を指導します。

#### ⑤ 優良な処理業者の育成

- 平成 22 年の廃棄物処理法の改正により創設された優良産廃処理業者認定制度の積極的な普及啓発を行い、優良な処理業者を育成します。
- 優良認定を受けた処理業者については、ホームページで公表するなど、優良な処理業者が排出事業者を選択されやすくなるような環境づくりに努めます。

#### ⑥ 県外産廃の搬入規制の堅持と適正な循環的利用の促進

- 過去に県外の産業廃棄物が大量に県内に搬入され、生活環境保全上の支障を生じさせた経緯等を踏まえ、県外の産業廃棄物については、原則搬入禁止とする基本姿勢を堅持します。
- 廃棄物の循環的な利用を図り資源循環型社会の構築を推進する観点から、循環的な利用が可能な産業廃棄物については、引き続き、事前に県に協議することを条件として県外からの搬入を認め、その内容をホームページで公表します。

#### ⑦ 不適正処理に対する迅速かつ厳正な対応

- 産業廃棄物処理業者や排出事業者等による不適正な処理を確認した場合には、書面による改善指示等を行うことにより、生活環境の保全上支障が生じないよ

う、迅速かつ適切に対応します。

- 悪質な不適正処理事案については、捜査機関等と連携し、厳正かつ迅速な行政処分を行い、事業停止や許可取消し処分については、その旨を公表することにより、不適正処理の拡大、再発防止を図ります。

## ■ 各種廃棄物の適正処理の推進

### ① 災害廃棄物処理体制の確立

- 県では、香川県地域防災計画に基づき災害廃棄物対策を推進します。
- 市町に対しては、地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画策定指針、震災廃棄物対策指針（平成 10 年 10 月厚生省）、水害廃棄物対策指針（平成 17 年 6 月環境省）に沿って災害等廃棄物処理計画が策定されるよう働きかけます。

### ② 感染性廃棄物の適正処理の推進

- 感染性廃棄物については、不適正処理等が行われた場合、生活環境等に重大な支障が生じるおそれがあるため、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに基づき、感染性廃棄物の管理体制の充実等、医療関係機関や廃棄物処理業者等に対し、適切に指導します。
- 在宅医療廃棄物については、市町担当者等を通じ、在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（環境省）に沿った処理体制の構築の働きかけや、清掃作業員等を対象とした研修会を開催し、情報不足の解消を図るとともに、家庭からの排出方法について啓発します。
- 訪問看護ステーションの看護師等が患者宅で訪問看護を行った際に生じる廃棄物については、訪問看護における在宅医療廃棄物標準取り扱いマニュアル（県看護協会）を活用することにより、適正な処理を行うとともに、訪問看護を通じて患者に在宅医療廃棄物の適正な処理方法の指導を行います。

### ③ 海岸漂着物等の適正処理の推進

- 平成 23 年 3 月に作成した香川県海岸漂着物対策等推進計画に基づき、関係者の適切な役割分担のもと、連携・協働して海岸漂着物等の回収・処理を行うとともに、不法投棄対策などの発生抑制対策を総合的かつ効果的に推進します。

### ④ 農業生産資材廃棄物・漁業系廃棄物の適正処理の推進

- 農業用使用済プラスチックなどについては、香川県野菜振興協議会を中心に、農業者に対して生産活動と一体となった廃棄物の減量化や適正処理の啓発活動を行うとともに、統一的な回収・処理システムの確立を図ります。
- プラスチック製の漁具・漁網等の漁業系廃棄物については、漁業者等に対し、

漁業系廃棄物処理ガイドライン等に基づき、適正処理の意識啓発を行うとともに、排出・処理状況を把握して、リサイクル又は適正処理の推進を図ります。

#### ⑤ PCB廃棄物の適正処理の推進

- PCB廃棄物を保管している事業者に対して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、適正保管及び届出の徹底を図ります。
- PCB廃棄物の処理に関しては、香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に沿って、関係事業者と相互に連携しながら、期限までに確実に適正な処理が行われるよう取り組みます。
- 中小企業が保管しているPCB廃棄物の処理については、経費負担を軽減するため、PCB廃棄物処理基金に出えんします。
- 微量のPCBに汚染されているおそれのある電気機器等については、PCBが混入しているかどうかを把握するよう、保管事業者に周知徹底し、適正処理を推進します。

#### ⑥ アスベスト廃棄物の適正処理の推進

- 建築物の解体工事等に伴い発生するアスベスト廃棄物が適正処理されるよう、石綿含有廃棄物等処理マニュアルに基づき、適切に指導・助言等を行うとともに、アスベスト廃棄物の処理に関する情報の収集・提供に努めます。
- 再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入を防止するとともに、廃石綿等の埋立処分基準が遵守されるよう、産業廃棄物の破砕処理施設等の中間処理施設や最終処分場等への立入検査・指導を行い、適正処理を推進します。

### ■ 不法投棄対策の推進

#### ① 県民や事業者に対する啓発・指導

- 不法投棄防止のためのホームページ等による啓発のほか、全国ごみ不法投棄監視ウィークや香川県環境美化の促進に関する条例に基づく環境美化の日に合わせて各種広報媒体を活用した啓発活動を実施します。
- 環境教育や環境学習においても、不法投棄防止について啓発します。

#### ② 県民との協働による美化活動の推進

- 河川流域の地域全体で、行政・住民が一体となって水環境を保全・創出するための活動に取り組む香の川創生事業や県道の清掃や緑化などを行うボランティア団体を支援する香川さわやかロード事業などを実施します。
- エアポートクリーン作戦などの実行委員会に参画し、地域の一斉清掃に対し

企画計画段階から支援します。

### ③ 監視・通報体制の充実

- 指導監視機動班を中心に不法投棄の巡回監視を行うとともに、県警察や海上保安庁等と連携しヘリコプターによる上空からの合同パトロールを実施し、未然防止や早期発見に努めます。
- 廃棄物 110 番や環境監視員制度などを活用して、広く県民などから不法投棄や野外焼却などの情報提供を受け付けるとともに、不法投棄などが行われやすい夜間・休日のパトロールを警備会社に委託して実施するなど、早期対応を図ります。
- 不法投棄などが発見された場合には、原因者の究明と改善指導を徹底するとともに、悪質な事案に対しては厳正な対応を行います。
- 不法投棄の防止に有効な監視カメラについては、国の制度を活用するなど市町への普及を図ります。
- 家電メーカー等が家電リサイクル法の対象品目の不法投棄対策として資金面で支援する「不法投棄未然防止事業協力」について、市町の積極的な活用を周知するとともに、制度の継続、利用しやすい制度への変更を国に要望します。

### ④ 関係機関との連携

- 県、県警察、市町等で構成する香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会と地域別の協議会を組織し、情報交換を図るなど関係機関、団体との連携を強化します。
- 市町職員の県職員への併任制度により市町が産業廃棄物の立入検査を行うことを可能にし、県と関係市町が連携のうえ迅速に対応し、早期解決に努めます。
- 産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理に迅速かつ的確に対応するため、隣接県との連携を図ります。

## ■ 豊島廃棄物等処理事業の推進

- 関係者の理解と協力のもと、直島の中間処理施設での焼却・熔融処理に並行して汚染土壌の水洗浄処理を行うなど、安全と環境保全を第一に、廃棄物等の処理に全力で取り組みます。

## 第4節 各主体の役割

計画の推進には、県民、事業者、民間団体、国・県・市町などすべての主体が、循環型社会の構築という共通の価値観を持ち、相互の連携と適切な役割分担のもと、各種の施策や取組みを着実に進める必要があります。

### 1. 県民

自らが日常生活において一般廃棄物を排出し、環境への負荷を与えていることを自覚したうえで、循環型社会の構築のためには一人ひとりの行動が重要であることを認識し、自らのライフスタイルを見直すことなどにより廃棄物の発生抑制等の実践に努める必要があります。

区分	わたしたちにできること
廃棄物の発生抑制 カデコース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べ残しをしない、野菜を使い切る、生ごみは水切りをするなど、生ごみの量を減らす。</li> <li>・長く使えるものを選び、壊れた場合は修理するなど、ものをたいせつに使い、不要なものを買わない。</li> <li>・詰め替え製品や包装の少ない製品を選ぶ。</li> <li>・買物にマイバックを持参し、レジ袋の使用を控える。</li> </ul> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">1人1日10g ごみを減らすために ー削減量の目安としてー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○買い物でマイバックを使用すると               <ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋1枚で、約8gの削減になります</li> </ul> </li> <li>○オフィス、外出先等で、自分の水筒等の飲料容器（マイボトル）を使用すると               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトル（500ml）1本で、約30gの削減になります。</li> <li>・アルミ缶（350ml）1缶で、約15gの削減になります。</li> </ul> </li> <li>○詰め替え用品（シャンプー、ボディーソープ等）を使用すると               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボディーソープを通常商品（約80g）から詰め替え商品（約10g）に切り替えると約70gの削減になります。</li> </ul> </li> </ul> </div>



区分	わたしたちにできること
再使用 リユース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が行う不用品交換情報や民間のリサイクルショップ、フリーマーケットを活用するなど、使わなくなったものを必要な人に譲る。</li> <li>・マイボトルの使用やリターナブルびんなど繰り返し使える製品を選ぶ。</li> </ul>
再生利用 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決められたルールに従ったごみの分別を行い、リサイクル回収に参加する。</li> <li>・エコマークやグリーンマークのついた環境にやさしい製品を選ぶ。</li> </ul>
適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみを排出するときは、決められたルールに従い、不法投棄や野外での焼却をしない。</li> <li>・ごみのポイ捨てはせず、環境美化に努める。</li> <li>・地域ぐるみの清掃など環境美化活動に参加する。</li> <li>・ごみの不法投棄や野焼き、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政※に通報する。</li> </ul>

※廃棄物 110 番（24 時間受付）

電話・FAX：087-832-5374

0120-537483（フリーダイヤル）

## 2. 事業者

廃棄物の排出事業者は、事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識し、発生の抑制や適正処理の推進のための取組みに努めるとともに、自ら生産する製品等について廃棄物となった後まで責任を負う拡大生産者責任の趣旨を十分認識して事業活動を行うことが必要です。

また、処理業者は、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会を支え、地域の生活環境の保全に資する責任があることを十分に認識し、法令順守はもちろん、知識や処理技術の向上、地域との協調に努めることが必要です。

区分	わたしたちにできること
廃棄物の発生抑制 リデュース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料調達、製造、建設、流通などの各段階で、できるだけ廃棄物の発生を抑えるとともに、長く使える製品を消費者に提供する。</li> <li>・包装の簡素化、包装資材減量化に努める。</li> </ul>

区分	わたしたちにできること
再使用 リユース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リユースしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。</li> <li>・包装、梱包など使用済み製品の再使用に努める。</li> </ul>
再生利用 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。</li> <li>・事業活動に伴い生じる副成物や不要な資源を、必要とする他の事業者に引き渡す。</li> </ul>
適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法に基づく排出事業者責任により、廃棄物を適正に処理する。</li> <li>・事業所やその周辺において、環境美化活動に参加する。</li> </ul>

### 3. 民間団体

自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことに加え、循環型社会形成を進める上で各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが必要です。

区分	わたしたちにできること
3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化運動など率先して環境の保全に取り組むとともに、地域住民の3R意識を高めるための啓発活動を実施する。</li> </ul>
適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化活動など率先して環境の保全に取り組むとともに、ごみの分別など適正な排出を呼びかける。</li> <li>・ごみの不法投棄や野焼き、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政に通報する。</li> </ul>

### 4. 行政

#### (1) 市町

地域内の一般廃棄物の処理責任を担うとともに、地域の特性を踏まえて3R、廃棄物の適正処理を推進することが必要です。

#### (2) 県

県内の一般廃棄物、産業廃棄物の処理状況を的確に把握し、産業廃棄物の適正処理など廃棄物に関する施策を総合的に推進します。

## 第4章 計画の推進

---

### 1. 推進体制及び進行管理

この計画の推進のためには、県民、事業者、民間団体及び行政が、それぞれの適切な役割分担と責任のもと、自主的かつ積極的に循環型社会構築に向けた取組みを行うことが必要です。

このため、県は、県民、事業者、民間団体に対し、積極的に3Rや廃棄物の適正処理に関する情報の提供を行い、認識の共有化を図るとともに、各種施策への参加を県民・事業者等に積極的に呼びかけるなど、県民、事業者等との連携と協力のもとに計画を推進します。

また、一般廃棄物の処理責任を担い、県民、事業者にも最も身近な行政主体である市町との連携や支援を行い、一般廃棄物に関する3Rや適正処理を推進します。

計画の推進に当たっては、廃棄物の排出・処理状況等に関する実態調査を定期的に行うとともに、この計画に掲げた施策の進捗状況を検証し、必要に応じ施策や事業の見直しを行いながら、計画の達成を目指します。

香川県環境森林部廃棄物対策課

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/index.htm>

TEL : 087-832-3223

FAX : 087-831-1273